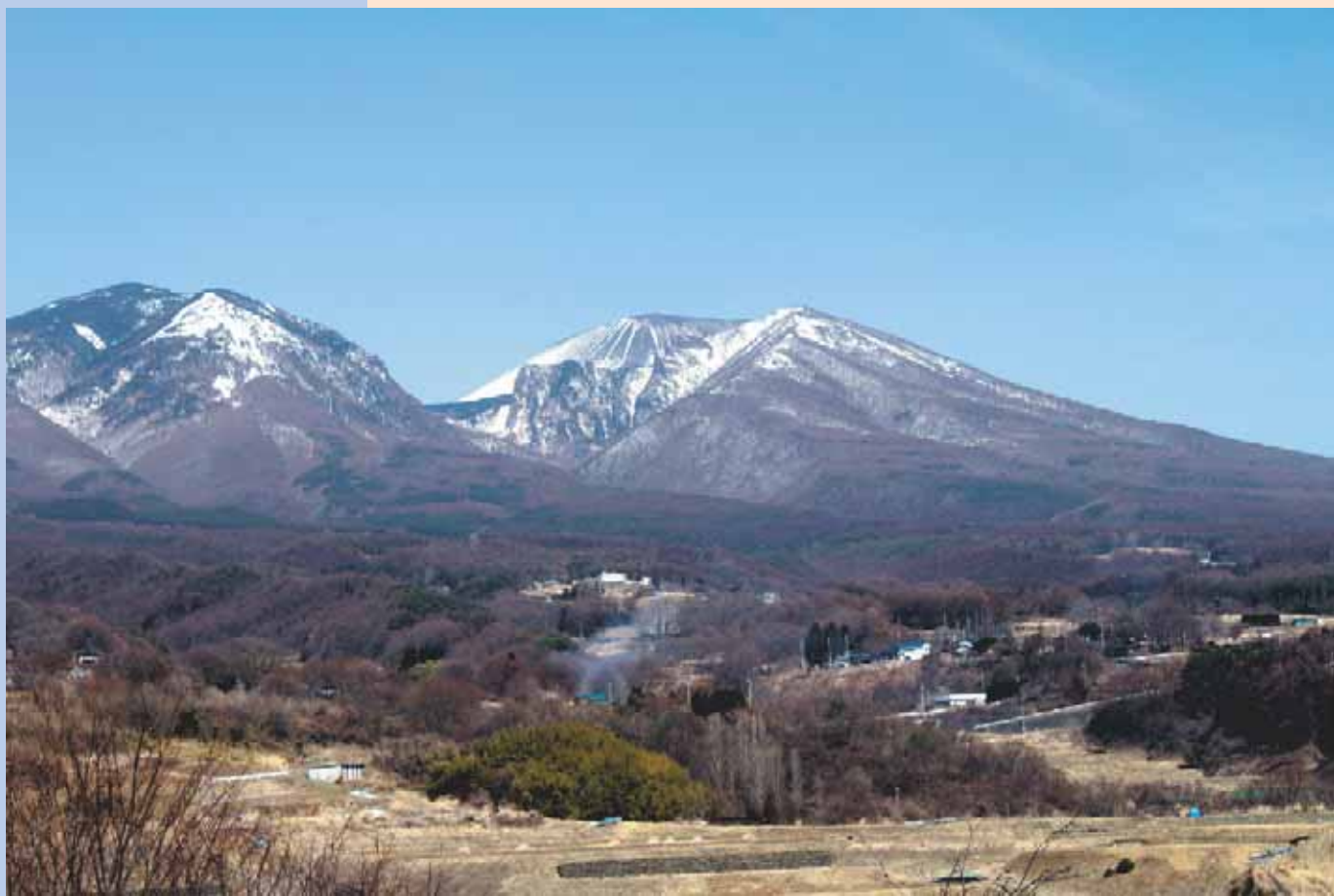


会報 ながの

第182号
平成23年 春



長野県土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命
不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。
2. 公 正
品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。
3. 研 鑽
専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙写真の説明

『春の浅間山』

世界でも有数の活火山として知られる。
小諸市・飯綱山公園にて

(会報編集委員 北澤 正夫)

目 次

東日本大震災について	会長 宮下照也	2
東日本被災地への救援物資ご報告	会長 宮下照也	3
救援物資が被災地へ向けて出発!!	広報部	3
2年間を振り返って	副会長・業務研修部長 芦澤文博	4
平成22年度を振り返り	財務担当部長 上島孝雄	6
有限財産の国土を考えながら	広報部長 松本誠吾	7
日調連便り	日調連理事 中塚 憲	11
第8回新入会員研修会開催報告	業務研修部理事 丸山和重	13
第8回長野県新入会員研修会に参加して	飯田支部 早川嘉幸	16
本会新人研修会に参加して	諏訪支部 田中健吾	17
佐久支部の現状	佐久支部長 塩川靖雄	19
上田支部研修旅行	上田支部 立野裕紀	20
登記・供託オンライン申請システムの運用開始について		
	オンライン登記申請促進委員会 一ノ瀬周司	21
『調査士の経験談シリーズ』第9回目	長野支部 國本貴之	22
お知らせコーナー		24
会務日誌		38
詰将棋	長野支部 北原匡尚	41
会員の動静		42
編集後記		44



東日本大震災について

会長 宮下 照也

3月11日に東北地方から関東地方にかけて襲った、想定を大きく超えた大地震は尊い命を奪い、深い傷跡を残し、そして、人間の英知を結集して壊れるはずのない原子力発電所を破壊し、付近の地域を汚染という二次災害に巻き込みました。

家族・知人を亡くし、また、実際に被災民になられた皆様に、ご冥福を祈ると共に心よりお見舞い申し上げます。

さて、災害発生時より本会に問い合わせのあった救援物資提供については、メールでお知らせした通り3月22日をもって一旦打ち切りとしました。災害のために備蓄された中から、また、品薄なスーパーなどから買出しをされた会員の心温まる行為に対し御礼申し上げます。

災害発生当初より10日くらいまでは、救援物資は集まるが被災地への供給路確保と帰ってくる為の燃料確保が大変困難だったため、すぐには送ることが出来ず気を揉みましたが、新潟会の協力を得て無事被災地に送り届けることが出来ました。

これから災害復旧には長い時間とお金が必要

となり、以降本会では災害対策基金として義援金を募集しますので協力をお願いします。

関東ブロック以西の被災に会われなかった各単体会では、一人当たり1万円程度の拠出を目標に基金を募らせて頂く事となりました。

本会では、23年度は総会や関東ブロック関係の会議等の事業を出来る限り簡素化し、出費を抑え義援金に回し、一人あたり1万円という会員の負担を極力減らしたいと考えておりますので、ご理解とご協力を併せてお願いします。

この度の東日本大震災により被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

被災地の一刻も早い復興を心よりお祈りするとともに、長野県土地家屋調査士会は全力で支援して参ります。



東日本被災地への救援物資ご報告

長野県土地家屋調査士会会長 宮下 照也

日調連から要請のありました、「東日本大震災被災地会員への救援物資提供」には、支部長を通じて各会員のご協力大変ありがとうございました。

お蔭様で3月22日に長野会事務局に各支部より提供された物資を集結しまして、3月23日に無事集積拠点である新潟会の事務局に運び込むことが出来ました。

希望物資である毛布、水、トイレットペーパー等は4トン車が一杯となるほどの積荷となり、タイミングよく当日会報編集委員会を開催していた委員の皆さんに積み込みを手伝っていただきましたが2時間も掛かりました。

また、積み込みに際しては供出していただけた会員と、希望の品を買出しに向かわれたにもかかわらず、買い占められたスーパーの棚を見て奇しくも供出できなかった会員の心も併せて届けと祈りながら雨の中での積み込みでした。

新潟会では3月25日には希望の品を種分けし、福島・宮城の二会事務局に届けられ大変感謝されたと新潟会阿部会長からの報告がありました。

とりあえず物資面では落ち着きつつある被災地各会の様子ですが、復旧するには長い時間と資金が必要となります。

継続してとなり大変恐縮ではありますが、長野会で義援金の募集を開始しておりますので、会員の皆様には重ねてご協力の程お願い致します。

救援物資が被災地へ向けて出発!!

3月22日 物資積み込みの報告

広報部

震災から間もなくして、連合会の災害対策本部長からの被災地（宮城会、福島会、岩手会）への支援要請を受けて、長野会でも各支部へ救援物資の協力をお願いしてまいりましたが、おかげさまで沢山の物資が各支部より集められ、調査士会館の2階会議室は救援物資で一杯となりました。

そして、3月23日早朝、各支部から集まった救援物資が被災地へ向けて出発します。

物資の輸送は、宮下会長と上原副会長の2名が4トトラック（上原副会長が運転します）で行い、新潟会へと輸送します。その後は陸路で山形会を経由し、岩手会と宮城会に輸送する予定です。

一部報道では現在は救援物資の輸送を制限しているとの情報がありますが、現地では寒さや、飢餓で死亡するケースもあり依然として緊迫した状況です。被災地の災害対策本部等と連携しながら無事に物資を届けたいと思います。

長野会会員から多くの善意の品をいただき、心より感謝申し上げます。

被災地の一日も早い復興を心よりお祈りいたします。





2年間を振り返って

副会長・業務研修部長 芦澤 文博

研修会の実施は、担当してきた業務研修部の大きな事業です。2年間で様々な研修会を9回実施しました。そのうち半数がADRセンターとの共催で、民法、民事訴訟法、倫理等について主に顧問弁護士の相馬先生を講師にお願いしました。業務研修部企画としては、「地図と私達」「時効問題と土地家屋調査士」「災害対策」「倫理と懲戒処分」「土地家屋調査士の未来と展望」と題して、国土地理院関東測量部の宮本純一氏、日調連名誉会長の西本孔昭先生に講師をお願いし、又本会役員が講師を務めて研修会を行いました。

新企画としては、昨年3月に実施した会員の講師養成を目的とした役員・支部長・支部講師予定者研修会を行いました。又、9月から12月にかけて本会理事が講師を務め、「倫理と懲戒」についての本会・支部研修会を全支部で実施してもらいました。この3月には、『会員からの発信』をキーワードに、長野会の会員が講師を務め、「筆界特定制度」「境界鑑定」「数値的復元理論と誤差論」「須坂基線」「測量研修」「調査士制度に関する課題」等についての全体研修会を予定していました。講師の方々も準備を進めて来ましたが、直前に発生した東日本大震災

の影響により残念ながら中止となりました。この企画は、来年度の研修会で生かしてもらえたらと考えています。

2年間にわたり研修を企画実施してきて、常に考えてきた課題が二つあります。

本会の研修会では、会員のレベルに応じたテーマや内容、場所、時期等で、いかに多くの会員の要望に沿うような研修が出来るかということに何時も苦慮してきました。そのため、少人数の双方向対話型研修会、又会員による自主的な研修会によって、研修の効果をより高めるような方法の提案を行ってきました。講師養成もそのためです。

もうひとつは、会員の研修会参加の問題です。平成21年度4回、22年度2回の全体研修会の平均出席率は約53%でした。会員必須研修として「倫理と懲戒」をテーマにし、参加しやすいようにと各支部で行なった本会・支部研修会でも、全体平均で58%とわずかに微増にとどまっています。

今後CPD制度の公開で、本会や支部研修会への出席状況が明らかになります。研修会に参加しない会員について、調査士法25条や会則に

規定されている研修の受講義務との関係でどのように考えたら良いのでしょうか。

CPD制度は、会員の継続的な研鑽の取り組みを公平・適正に評価して研修履歴を管理し、それを公表することで、会員の研鑽への啓発と自覚を促し、会員の能力向上を図ることを目的としています。

長野会ではCPDについて、平成21年度から本格実施し、カードにスタンプ方式で2年間研修履歴の登録を行っています。その公開にあたっては、研修機会の公平性の問題、個人情報保護等の幾つかの問題について業務研修部、理事会で何度も議論を重ねてきましたが、3月中旬から、長野会のホームページ内会員専用のページで平成22年度分の公開（内部公開）を始めました。今後会員からのご意見をいただき、検討のうえ外部への公開を考えていくことになります。内部公開に先立って、会員からの同意を取りました。ポイント公開に不同意の意志表示を示された会員（現在37名）は公開していません。

委員会では、オンライン申請促進委員会、境界鑑定委員会、表示登記研究委員会を担当してきましたが、業務研修部の6名の理事が分担し、それぞれの委員の方々と共に頑張ってくださいました。もちろん業務研修部の事業においても強力なスタッフのサポートで2年間やってこられたことを感謝しています。

災害対策委員会は、本年度の事業のひとつとなっていました。

東日本大震災が発生し大変な被害が出ています。実際に起こってみると、今までの机上の議論ではあまり役に立たないことを実感しています。来年度も継続事業となりますが、災害に関して土地家屋調査士として又調査士会として出来ること、やるべき事を再検討し、いざという時に備えておくことが重要と考えます。

社会・経済状況は、業務の減少、競争の激化、住民の権利意識の高まり等から、調査士だけでなく資格者全般にとって非常に厳しい環境にあります。加えて、この大災害による影響が今後様々な方面で出てくることが予想されます。

調査士業務に直接的なものだけでなく、今後は登記制度や土地家屋調査士制度に関する新たな課題への取組が調査士会に求められてくると思います。

このような時代だからこそ原点に戻り、「品位を持って、誠実な業務」に心掛け、専門資格者として自己研鑽することが重要と考えます。自己責任で仕事をしている調査士にとって、研鑽は本来自主的に行うものであり、研修も与えられるものでなく自主的に行うものであると考えます。研修をはじめ、調査士会の事業への会員の積極的な参加を期待します。



平成22年度を振り返り

財務担当部長 上 島 孝 雄

平成22年度財務担当としてこの一年を振り返ります。

1、本会事務局が新体制になりました。

前局長の退職により新事務局長の滝澤さんを中心に荒井さん、北村さんの3人です。新局長の滝澤さん、荒井さん、北村さんは、本会組織を充分理解して頂いて、会員に対し適切に対応して頂いております。

2、日本経済は相変わらず低迷が続いており、建設業界、不動産業界も中々上向きになりません。そんな中、会員の皆様も日々大変な一年であったかと思えます。本会に置きましても比例会費が伸び悩みました。

3、今年度の各部の執行状況については、全ての部会の開催に於いて、まる一日を当てていた部会数を減らし集中して行い、予定した事業も予算内で執行できました。

4、国民年金基金については、将来のそなえとして是非活用して頂きたいと、会員の皆様に案内を致しました。

5、ADR特別研修が始まり、平成23年2月11日～13日、本会を会場として基礎研修が行われました。私は協力員として参加しております。前回はそうでしたが雪が降りましたが、参加者全員無事終わりました。集合研修は東京で行われる予定でしたが、今現在延期になっております。(東日本大震災のため)

6、平成23年3月11日に発災した東日本大震災又長野県北部地震の被災者の皆様へ、心からお見舞い申し上げます。本会においても役員、会員からの大きな声があり、来年度予算においてそれに対応するため検討していきます。

最後に私事になりますが、昭和52年に入会致しましたが、その時上田支部の有賀良春会員からお祝いだと言い、蒼い縦看板を頂きました。以来事務所の中に上げております。(写真)

昨年土地家屋調査士制度60周年を迎え、改めて先輩土地家屋調査士の方々の制度に対する様々な貢献に感謝し、これからも会員各自のそれぞれの活動に期待するところです。





有限財産の国土を考えながら

広報部 松本 誠吾

地震により然もない納豆が店頭から姿を消し、普段当たり前ある水や空気、野菜や魚などの食材をこれほどまでに貴重に感じ、人間の非力を思い知らされています。また今の子達は何でも手に入り恵まれ、苦勞もせずこれから世の中どうなることかと思っていた大人の驕りを、今や子供の将来にケミカルハザードという、目に見えないなんともやっかいなお荷物を背負わせてしまったものかと、考えを変えさせられました。被災地の光景、家族を探す姿、おじいちゃんおばあちゃん、見ていると他人事とも思えない申し訳ない心境になり、あれこれ愚痴りたいのも止まってしまいます。

さて広報部で22年度事業として公開講座を企画して来ました。テーマは以前会報なごの第178号で西澤元美会員が『須坂基線』が土地家屋調査士に語りかけるもの』で紹介をした「須坂基線」の測量史で、国土の正確な地図作成が国家のビックプロジェクトであったことを調査士広報となる様にまとめて来ました。去る3月16日中止となった本会研修会では公開講座を踏まえ、やや踏み込んだ内容を「須坂から始まる地図作り」と題して行う予定でしたが、そんな矢先「東日本大震災」が起きました。

先日国土地理院の東北地方及びその周辺で地殻変動が大きかった地域の基準点成果である電子基準点（三角点、水準点）の公表が停止されました。範囲は長野県にまで及んでいます（この件については当182号お知らせコーナー25ページ、36ページを参照してください）。次ページは国土地理院より公表された「牡鹿」の地震に伴ったデータ地殻変動水平図、垂直図です（国土地理院ホームページより）。その地震後から19日までの変動データも公表され（10ページ）、

ベクトルが一箇所栄村から新潟方向へ向いていることが判ります。この図は島根県「三隅」の電子基準点が地震前後で動いていないものと仮定した計算値とあり、世界測地系での「三隅」の位置がどれだけ動いたかには触れていませんので、今後は地球上での日本列島の動きの更なる検証も見られる事でしょう。

我々業務に関わる長野県の基準点成果が公開停止となったことに伴い、ともすると今までのDID基準点成果について数ミリの誤差論や補正ですったもんだしたことは一体何だったんだと、不要論の話にも発展しかねないのですが、私的には人間社会の営みには公平かつ理屈を説明できる繊細なルールが必要で、個々の自身が納得できていなければ豊かな社会にはなれないと思っていて、基準点成果の活用も国土管理上社会が求めたルールと考えています。今の日本には復旧（復元）できるという担保、安心の権利を得られた意識があるからこそこんなに冷静に行動が出来ているのかなと思ひ、平和な社会を求め学習し、築いた証のように感じています。

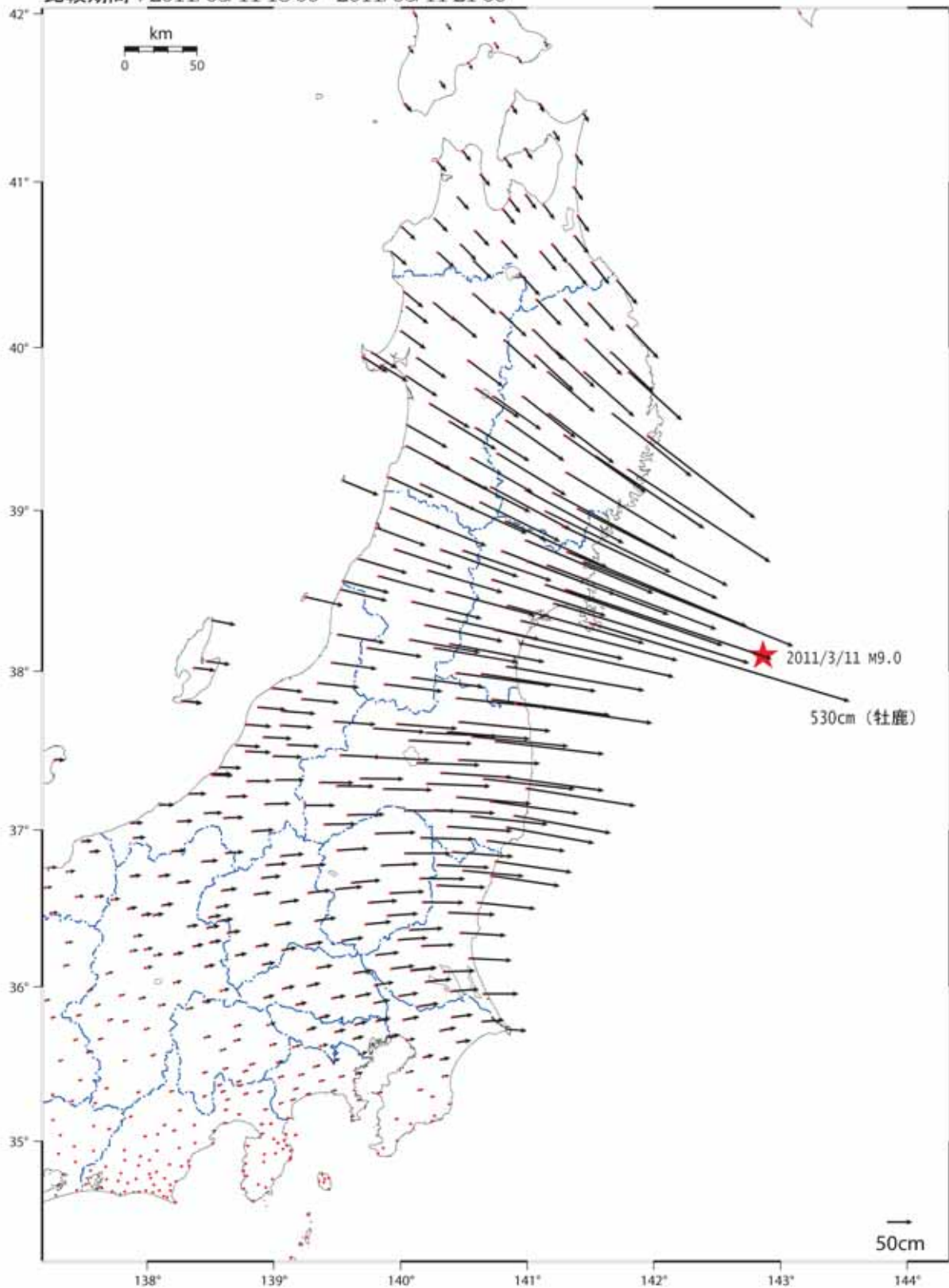
総会を来月にひかえ、貴重な“有限財産の国土を考えながら”「須坂基線」の学習を継続し、より充実した広報活動が出来るよう引き継ぎたいと思います。

被害を受けられた皆様、所縁深い御関係者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。また数々の勇敢な行動、粋なはからいには頭が下がります。国一体の連帯感も受け取れ、日本人もすてたぁもんじゃない、でも今は放射能汚染が収束するのはいつなのか、行方不明の家族、知人をどうやって探したらよいのか、やるせなさを感じてなりません。合掌

本震(M9.0)に伴う地殻変動(水平) 暫定

資料 1

基準期間：2011/03/01 21:00 - 2011/03/09 21:00
比較期間：2011/03/11 18:00 - 2011/03/11 21:00



[基準：R3速報解 比較：Q3迅速解]

☆固定局：三隅(950388)

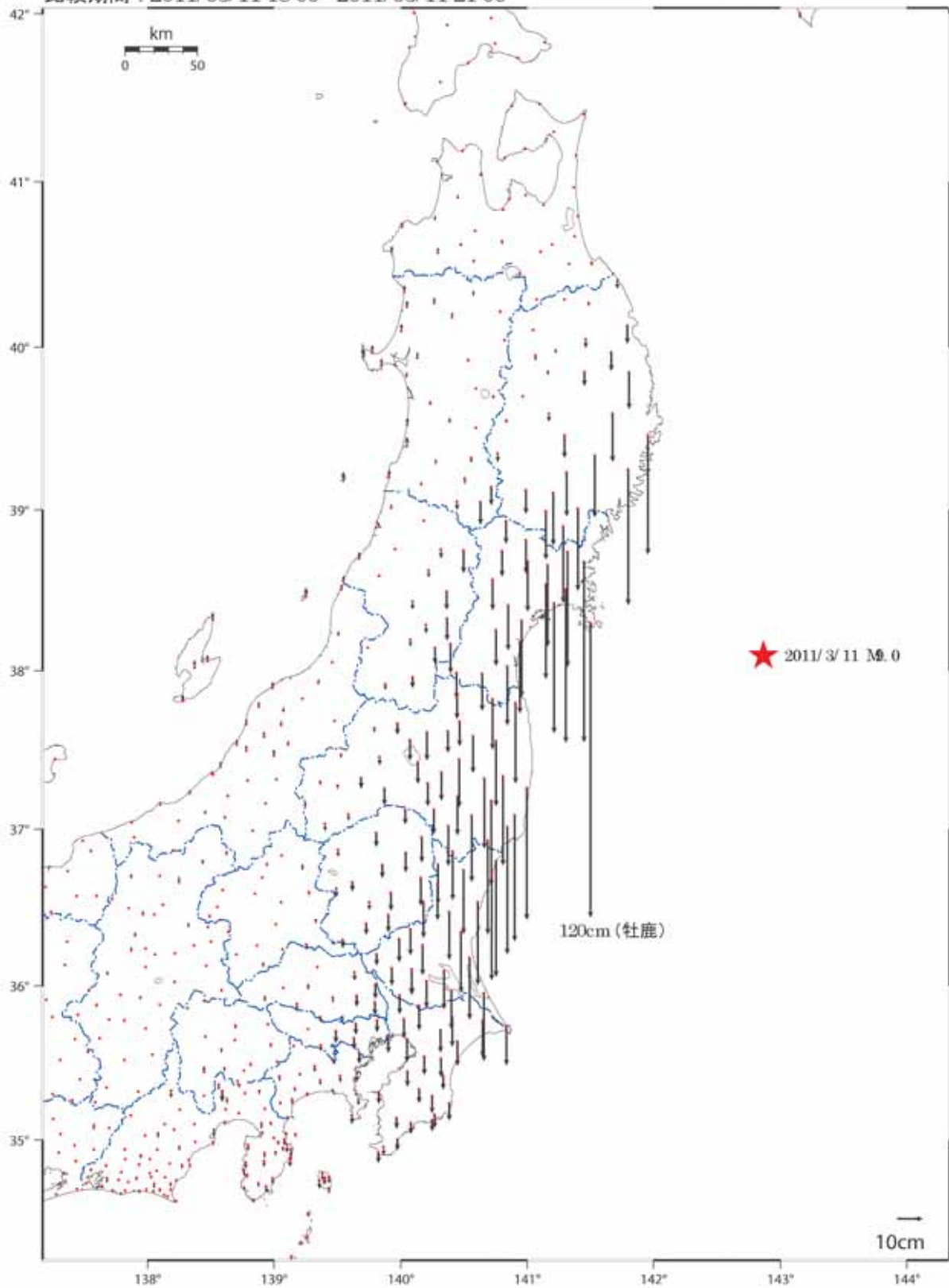
国土地理院

本震(M9.0)に伴う地殻変動(上下)

暫定

資料2

基準期間: 2011/03/01 21:00 - 2011/03/09 21:00
比較期間: 2011/03/11 18:00 - 2011/03/11 21:00



[基準: R3速報解 比較: Q3迅速解]

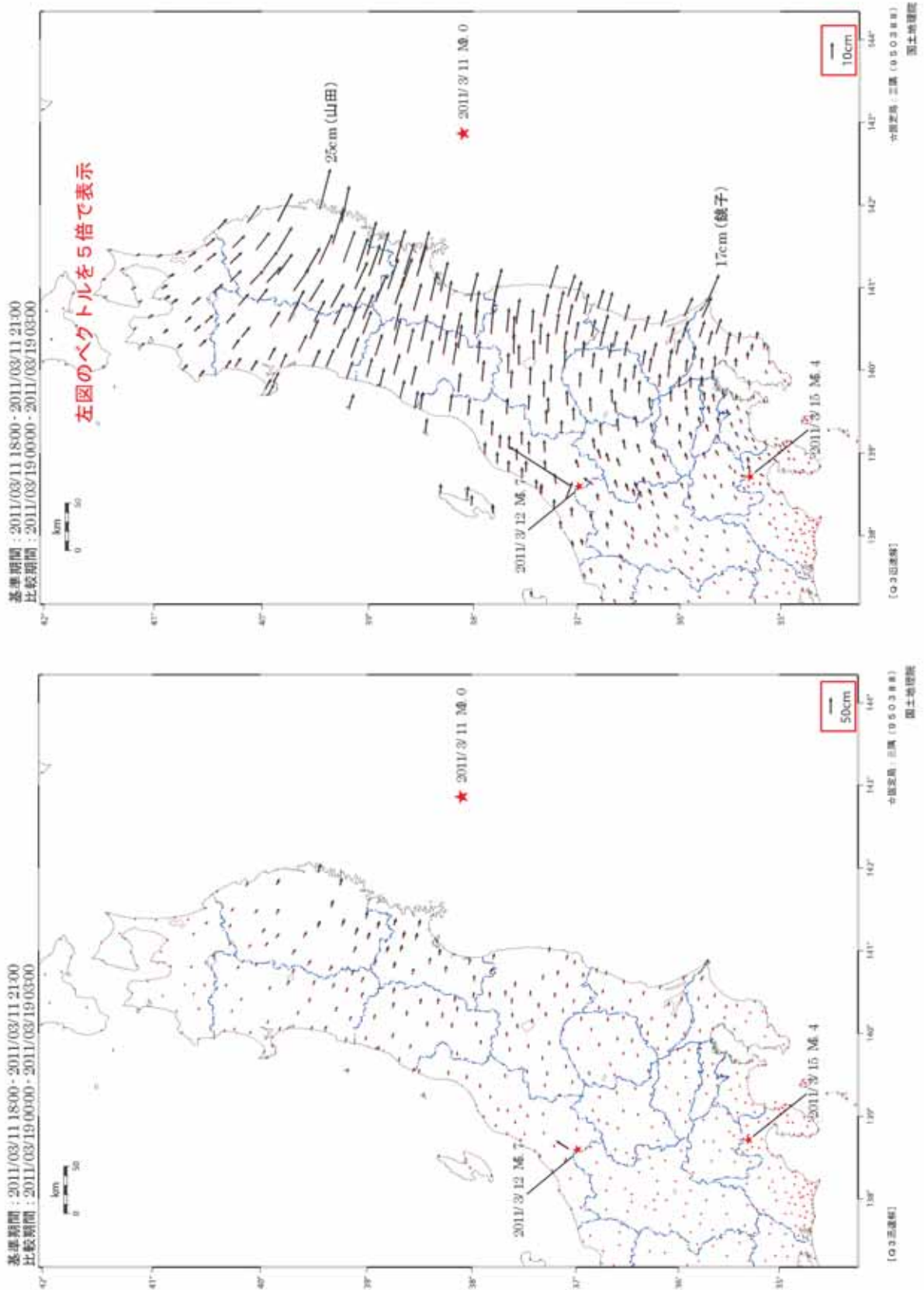
☆固定局: 三隅(950388)

国土地理院

本震(M9.0)以降に生じている地殻変動

暫定

資料3





日調連便り

日調連理事 中塚 憲

この稿は「平成23年度に入り、私の任期も残りわずか。制度制定60周年の事業もテレビドラマ放映で、一応の区切りとなりました。皆様、ドラマはいかがご覧になりましたでしょうか…」という書き出しでした…3月11日14時46分までは。

未曾有の危難が襲ってきました。東日本大震災。地震そのものの呼称は東北地方太平洋沖地震。阪神・淡路大震災の約1000倍に相当するM9.0のエネルギーでの激震、火災と一説には最大50メートルの津波により、そして原発の被災により、3月20日現在で死者8,199名、行方不明12,722名、避難者36万人におよび、ほんとうに多くの人々の命や生活が奪われました。被害に遭われた方々には、衷心からお悔やみ、お見舞いを申し上げます。

伊那でも震度4の揺れを観測しました。その時、私は事務所を出たり入ったりしていて、ちょうど外におりました。うねるような揺れを最初は立眩みか何かと思いましたが、クルマや電線が揺れているのを見て、地震だ、かなり大きな震源の深い地震が起きたと気づき、14時50分にケータイから自宅に電話。これがつながり、家族の無事を確認後、揺れが収まるのを待ち、事務所に入りネットで震源、各地の震度などの地

震情報を見、余震で建物がギシギシいうので、また外に出てしばらく待機、ようやく15時10分頃にPCから連合会と長野会に安否を問うメールを入れました。その後17時過ぎまでには連合会事務局、長野会事務局と宮下会長の無事が電子メールで確認できました。（このころにはケータイ電話も、固定電話の市外通話もつながらなくなっていました。）

東京は地震で交通機関がマヒし、連合会では事務局職員は全員事務局に泊まり込み、会務で来会していた大星副会長、関根副会長、小野業務部長、児玉理事、横山特命、竹谷常務、瀬口専務は会館で待機との旨の連絡メールが19時に、群馬会に招かれて講演していた松岡連合会会長から無事と大規模災害対策本部の立上げを知らせるメールが入ったのが23時少し前でした。翌12日18時前、宮城県仙台市の岩淵連合会理事から無事と仙台の惨状を知らせるメールが入り、安堵と喜びをおぼえた一方で、各メディアの報道と相俟って、事の深刻さを痛感いたしました。この後、宮城会は全員の無事が確認されましたが、19日現在、福島会で9名、岩手会で13名、茨城会でも日立支部の会員の消息が明らかではありません。人的被害のほかにも家屋や事務所への被害も多く報告されています。長野県も、特

に東海地震の危険区域に指定されている南信は、決して他人事ではありません。

連合会大規模災害対策本部は震災当日直後15時から東北・関東ブロック各会を中心に、会員の安否などの被害情報の収集に全力を上げるとともに支援対策を検討、14日には日調連会長声明をホームページに掲げ、同時に支援物資の提供を全国各会にお願いし、目下は全国の会員が力を結集して、被災地を支援いただいている状況にあります。19日には松岡会長が救援物資とともに宮城会を訪れたとの情報も入って来ました。

この間、長野でも12日未明、栄村を中心に震度6強の地震が襲い、長野会も会員の皆さんにも困難や不安がある中、被災各地の支援にご協力をいただきました。まことにありがとうございます。心からお礼を申し上げます。また栄村の方々には心からお見舞いを申し上げます。

これはまさに「国難」です。原稿を書いている時点では福島原発も、自衛隊や消防隊の決死の働きで悪化に歯止めがかかりつつあるようですが、まだ予断を許さない状況が続いています。震源に近い牡鹿半島では地盤が東南東方向に約5.3m移動し垂直方向に約1.2m沈下したという、日本地図を描きかえるほどの変動への対処、群馬県高崎市や愛知県岡崎市の人口と同じほどの避難者…。復興には阪神・淡路大震災以上の対策・対応が求められるのではないかと感じています。この道程こそ、本当に苦難であることは想像に難くありません。しかし必ず事態は終息

し、復興の成る日が訪れると信じています。阪神・淡路大震災の復興のグランドデザインは、震災発生後2週間目には始まっていました。すでに政府の「東北地方太平洋沖地震対策本部」の取り組みの一環として、17日には民主党法務部門会議（座長 辻恵）が開催され、松岡会長がヒアリングを受けています。

こういう極めて厳しい事態こそ、日本人として、国家資格者としての真価が問われるときであり、現にそれは示されていると思います。土地家屋調査士は、調査士会は、連合会も、日本は、日本人は、決して負けません。私たちにできることで復旧・復興の一翼を担い、この大難を乗り越えることを、切に願っています。

※被災各会の情報、連合会長の声明は連合会ホームページ<http://www.chosashi.or.jp/> をご参照ください。会長声明はEメールマンスリーにも掲載されています。

※連合会の事業関係では、特別研修の延期、地籍問題研究会総会の延期、そしてテレビドラマ放映の1週間の延期などがされております。（テレビドラマ「愛と死の境界線」は3月26日放送されました）

※3月26日から27日にかけて、岩手会への支援物資の搬送と越前高田市への被災現地視察が敢行され、当職も同行しましたことを報告します。

※4月1日現在、岩手会で1名の会員の方の安否が不明ではありますが、宮城会、福島会では全員の無事が確認されています。



第8回新入会員研修会開催報告

業務研修部理事 丸山 和重

平成23年1月21日（金）に新入会員研修会を調査士会館において開催しました。

宮下会長、芦澤副会長、そして業務研修部理事が資料作成など約1ヶ月の準備期間を経て講師を務めました。

長野会では二年に一度開催していて、今回の参加者は9名でした。新入会員の方は関東ブロックの新人研修も受講しているので研修内容が重複しないように検討し、実務に即した内容についての企画をしました。

午前は宮下会長から「会員の心得と会則、土地家屋調査士について」、そして芦澤副会長からは「事務所経営について、調査士業務と報酬」の話をしていただきました。

午後は別紙のような日常業務の受託で有りそうな事例を設定し、受託から完了までを業務の流れに沿って注意点や疑問点、対応などを参加者と理事で話し合う形式で行いました。

私達土地家屋調査士の大半は個人事業者で、他の調査士がどのように対応しているかはあまり知らないのです、調査測量実施要領に記載されていないような対応はそれぞれ違うと思います。そんなところの受講者の聞きたいことについて、理事が経験談を話したりアドバイスすることで少しでも疑問が解消できて日常業務に役立てて

もらえるようにしました。

研修会は1日だけなので時間も少なかったかと思いますが、研修会後の聞き取りアンケートでは以下のように評価していただきました。

- ・実務的な内容が業務の役に立った
- ・税金がらみの事例でためになった
- ・先輩調査士の経験した実際の話が聞けて良かった
- ・もっと多くの経験談を聞きたい
- ・人に対しての対応や立会い依頼の方法等が聞けて良かった
- ・自分の業務でやってきたことを確認できた
- ・建物登記について気をつけなければならない点があった

私達理事もこの研修会の企画や資料の作成にあたり、調査測量実施要領などを読み返して業務の注意点を再認識できました。



土地の実務事例（地積更正、分筆登記）

長野一郎土地家屋調査士（保有資格は土地家屋調査士のみ）は、被相続人上田太郎の相続人上田良一及びその他の相続人(二人)から、相続のための地積更正と分筆登記の依頼を受けた。

土地（農地：田）は同面積で3分割して、3人がそれぞれ相続したい。

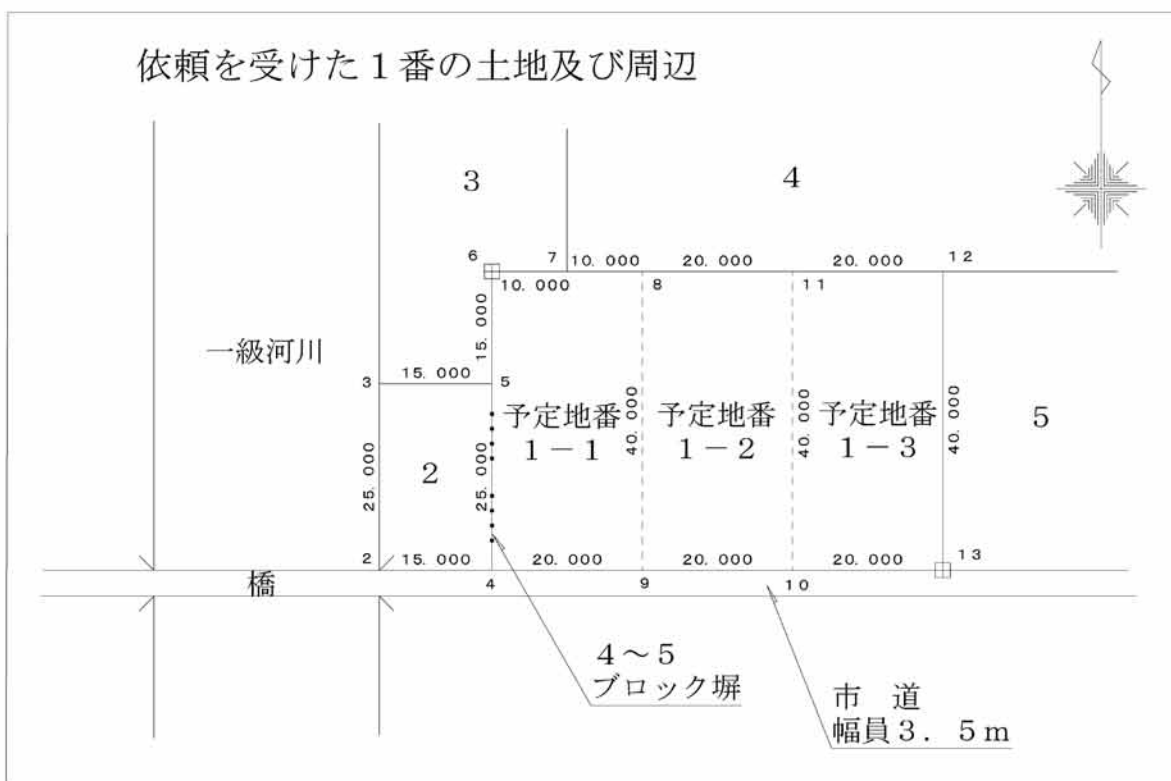
（相続に関する書類の準備はできていない）

コンクリート境界杭を分筆後の筆を含め、全点に設置してもらいたい。

二男は東京から戻って、予定地番1-1に自宅を新築したいので諸手続きもお願いしたい。

依頼者及び物件の概要等

被相続人	上田太郎	（農家で1haの農地を耕作していた）
相続人	長男 上田良一	（被相続人と同居していて、農業後継者である）
	二男 上田次男	（結婚していて東京都在住）
	長女 諏訪由子	（結婚していて諏訪市在住）
物件の所在	松本市大字松本1番	田 2,330 m ²
その他	市街化調整区域で実測地積は2,400 m ² 道路の南側は圃場整備実施地区で、公共基準点が設置されている	



隣接地の概要等

2番の土地	宅地 375 m ²	所有者は上田太郎の近所に居住している 年齢85才で長男と同居している
3番の土地	田 750 m ²	所有者は上田太郎の近所に居住している 自営業で、夫婦で仕事をしていて休日が無いという 6番の点にコンクリート杭が有る
4番の土地	田 2700 m ²	所有者は年齢85才で一人住まい 立会いには出られそうな感じ
5番の土地	宅地 1100 m ²	所有者は東京都在住で現地には誰も居住していない 13番の点にコンクリート杭が有る

建物の実務事例（床面積変更登記）

長野一郎土地家屋調査士（保有資格は土地家屋調査士のみ）は、下記建物の表示変更登記を、いつも登記に関する仕事を紹介してくれる（お得意様）建物工事業者の紹介で、平成23年1月10日に依頼された。

平成10年12月20日に飯田彦一が増築した部分（C）は10㎡以下で、建築確認は受けていないが固定資産税は課税されている。

増築した部分（C）は未登記で、所有者の飯田彦一は平成20年11月20日に死亡している。

相続登記は未了であるが相続関係書類により飯田一郎が相続することに決定している。

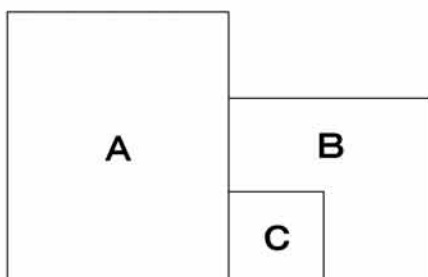
1月11日に現地調査に行ったところ、建物は全て完成していて少しずつ引越しの荷物が運び込まれている状況であったが、今回増築した建物（B）の2階に建築確認図面には記載の無い小屋裏の物置があった。天井高も2.0mで床面積も10㎡ほどあったので、依頼者及び工事業者にこの小屋裏部分は床面積に算入しなければならないことを説明した。

しかし、依頼者及び工事業者から確認済証に記載されている床面積で登記にならないと、銀行から融資が受けられないので、小屋裏部分は床面積に算入しないでほしいと懇願され、更に1月17日までに登記を終わらせてもらいたいと言われた。

また、敷地内には今回の増築のために一部取り壊されて工事中に仮住まいとして使用されていた既登記建物の一部分が残っていて、この建物の滅失登記も依頼された。

取壊しは荷物等の引越しが完了した2日後から始めるということである。

建物平面概略図（A、B、C部分は構造も用途も一体）



概要等

	建物の表示等	備考
A 既登記部分	所 在: 松本市大字松本1番地 種 類: 居宅 構 造: 木造 かわらぶき 2階建 床面積: 1階 80.00㎡ 2階 50.00㎡ 所有者: 飯田一郎（飯田彦一の長男）	平成2年12月20日新築 平成2年新築時工事費 2,000万円 固定資産評価額 750万円
B 増築部分	所 在: 松本市大字松本1番地 種 類: 居宅 構 造: 木造 かわらぶき 2階建 床面積: 1階 45.00㎡ 2階 25.00㎡ 所有者: 飯田五郎（飯田一郎の長男）	平成22年12月25日増築 工事費 1,500万円
C 未登記部分	所 在: 松本市大字松本1番地 種 類: 居宅 構 造: 木造 かわらぶき 平家建 床面積: 9.50㎡ 所有者: 飯田彦一	平成10年12月20日増築 平成10年増築時工事費 250万円 固定資産評価額 150万円 平成20年11月20日死亡
その他		

第8回長野県新入会員研修会に参加して

飯田支部 早川 嘉幸

平成23年1月21日長野県土地家屋調査士会館にて、第8回長野県新入会員研修会が県内から新入会員が集まり行われました。

午前中は、会長、役員、講師（理事）、新入会員（受講者）の1人1人の自己紹介（笑い）和やかな雰囲気から始まりました。

宮下会長から会員心得と会則について、芦澤副会長から事務所経営について、蓑輪理事から調査士の業務と報酬、次々と講義が行われ、いろいろな本（紹介）、参考資料を見ながらの講義内容で、調査士（私）の社会的考え方、報酬の決め方など新入会員（私）に解りやすい講義でした。

午後は、午前中とは違い土地、建物の業務事例をもとに新入会員（受講者）と講師（理事）みなさんとのディスカッション形式で行われました。

業務事例をもとに、司会者から私に、このような依頼がきたらどう対応しますか、業務経験の少ない私は、シドロモドロになりながら答えました、それに対し講師の方々から業務経験を活かした、回答がありました。この問題が起きたら、こう解決するといいいなど、いろいろな意見（オフレコあり、笑いあり）を聞くことができました。

業務経験の少ない私は、講師の方々の業務経験を活かした回答を聞き改めて調査士業務の難しさ社会的信用を知りました。調査士業務（不動産登記規則第93条 報告書）ここまで考えなければいけないのか（資料収集、調査、分析など）こんなところまで知っていなければいけないのか（都市計画法、建築基準法、農地法、河川法など）これから私たち新入会員が、調査士業務で直面する問題の解決方法の糸口をつかんだいいディスカッションになりました。

今この文書を書きながら、新入会員研修会の資料に目を通すと難しく、考えさせる資料になっており、これからの業務に欠かせないバイブルに成ると思います。

最後になりましたが、宮下会長、芦澤副会長、役員のみなさん、貴重な1日を本当にありがとうございました。



本会新人研修会に参加して

諏訪支部 田中 健吾

突然、1月21日に行われた、本会新人研修会の原稿の依頼がありましたので、あまりこのような原稿依頼に不慣れなもので、うまく書けるか分かりませんが、頑張ってみます。

まず私の簡単な自己紹介をします。平成21年度土地家屋調査士試験に合格し、その翌年の1月より土地家屋調査士、測量事務所を諏訪市の自宅で開業しました。前職は建設コンサルタントで測量業務を中心に10年間勤めてきました。不安ばかりの開業から1年が経ち、こうやって原稿を書けることは、なんとかメシだけは食べてこれた証であるため、今、胸いっぱい幸せを感じるというよりは、この原稿のプレッシャーで胸より下の方がキリキリする思いです。

それでは、本題の本会新人研修会に入りたいと思います。まず、初めに研修会を開催してくれました、今回の研修会の講師である理事の方々をはじめ、多くの方々には工夫を凝らした、本当に素晴らしい研修会を開催していただきありがとうございました。

研修会は午前と午後の1日で行われ、午前の部は、会員の心得から始まり、事務所経営に関

する考え方、調査報告書についてと、こういった機会がなければ、あまり巡り合えない題材の講義でした。

会員の心得は、やはり土地家屋調査士としての倫理面が中心で、事務所経営は、報酬額についてなど、不動産調査報告書については、発足の経緯など、それぞれの講義内容は違いますが、私を感じたことは、これからもずっと、ずっと、私が自分自身の中でジレンマのように考えていかなければならない課題でもあり、土地家屋調査士として、どのようにお客様に向き合い、どのように自分の生活に向き合い、どのように仕事に向き合うかという、一体的な課題であるというのが印象的でした。

午後の部は、土地（地積更正・分筆登記）及び建物（床面積変更登記）の事例を取り上げて、私を含む受講者全員と、講師（本会理事）全員が受託から完了までを話し合うディスカッション形式の講義でしたが、受講者人数に対して、講師である理事の人数が同じくらいいるのは迫力的でした。

土地に関しては仕事の段階ごとにどのような注意点があり、不動産登記法だけでなく関係法令に対する知識が問われる問題であり、まだま

だ数少ない普段の仕事からもよく感じることで、分筆登記ひとつとっても場所、人、過去の資料等が複雑に絡みあっているため、仕事の数だけそれぞれの注意点があり、様々な関係法令の知識が問われることが、多々あります。そこで、仕事に対しての注意点の見つけ方や関係法令等の知識の重要性をなど大変参考になる部分がありました。

建物に関しては、床面積の変更登記を取り上げた問題でしたが、土地同様に注意点から関係法令、税金の知識までも問われる問題でした。関係法令や税金の知識とは、土地家屋調査士にとって、いわば畑違いであるため、そういった問題に踏み入る事は本来したくない問題ですし、踏み入ることはできないと言った方が正しい表現なのかもしれませんが、実際の仕事では、踏み入ってはいけない関係法令や税金の知識などの点を意識すると、建物の登記内容が変わってくる場面も数多くあります。講義中も講師からこんな注意点もあるのではないかと問われるまで気づかない点もあり、大変勉強させていただきました。そして、建物は本当に難しいというのが私の印象です。

そして、それぞれの課題に対する質疑応答があり、受講者の方々がこぞって手を上げて質問をしていたことが何よりも今回の研修会が私達新人にとって意義のある研修会だったということではないで

しょうか。

できることであれば、もっと質疑応答の時間を長くしてもらおうと共に、実務でこんなことがありましたがどう思いますか？という質問に対しての先輩方の意見が聞ける時間がほしいという要望もこの場をお借りして挙げておきます。

今回の午前、午後の研修会全体を通して、私は土地家屋調査士としての倫理や困難な実務にとって、正解・不正解という問題は、調査士業界を想い、お客様を想い、家族を想い、同じ土地家屋調査士である仲間を想いやれるかということが、答えになってくるように感じました。

最後に、大変貴重な研修会に参加させてもらいありがとうございました。いつか、同じ土地家屋調査士の方々から、誇られるような土地家屋調査士になりたいと強く思います。まとまりのない文章でしたが、最後まで読んで頂きありがとうございました。



佐久支部の現状

佐久支部長 塩川 靖雄

某支部の支部長となってから、早いもので間もなく2年になります。最初は様子が分からないので、本会から次々と来る仕事や支部会員からくる要望に戸惑いながら、何とかこなして行くのがやっところだったのが、2年目になるといくらか様子が分かってきて、考えるゆとりができる様になりました。

そこで支部の組織について見直してみると、現在支部会員が42名、支部の役員が、支部長1名、副支部長3名、地区幹事6名、監事2名、予備監事1名の計13名で運営しています。

これは会員の数に比べて、役員の数(13/42)が多く、つまり約3人に1人は支部役員、これでは頻りに役員が回ってきて、会員としてもやりきれない。

実は、この他にも本会の役員、各種の委員会の委員等があり、なんだかんだで会員の約半数が役持ちと言う状態です。

これからは益々会員の減少が加速するので、某支部のごとく全員役持ちでも足らずに、さらに兼任するという状態にもなりかねない。

そこで、当支部では、業務を見直して、連絡及び簡単な会議のメール化により、経費の節減(会議費、旅費日当)、人的負担(メールなので空いた時間に意見や、採決が出来る)の軽減を図ってまいりましたが、これも会員減による収入減に対抗できなくなりました。

現に旅費日当は予算を使い切ってしまう、予備費から流用している状態です。

普通ならば、会費値上げすれば解決できるのですが、現在の状況では値上げによりさらに退会者が増加しかねない有様です。

そこで現在の支部会員に見合った役員数に機構改革をして、支部の出費を抑えるとともに、人的資源の効率的運用を図りたいと思い、次のような案を建ててみました。

副支部長を3名から1名減らして2名に、地区幹事を6名から2名減らして4名に、監事を2名から1名減らして1名に、これだけで4名減らせますので、全体では、13名から9名になります。これならば、役員数が9名なので、約5人に1人の割合なので多少楽になる。

現状では、地区の中には会員が3名しかなく、うち2名は高齢の為残り1名が万年地区幹事の状態の所も有りますので、地区を再編して、10名前後の会員で1地区とし、支部を4地区にして、地区のアンバランスを直すとともに、万年地区幹事の問題も解決したい。

またこの改革により、財政的には役員手当・旅費日当が減るので約15万程度の節約ができるため、しばらくは会費を値上げしないで運営できる予定。

場合によっては、新規の事業や研究もできる様になる。

ただ、機構改革は、支部総会での承認を採らないとできないので、うまく行くかどうかは、やって見ないとわからない。

いずれにしても、支部会員にすれば役員が次から次と回ってくるようでは、おちおち仕事もできないし、会員自体も疲弊してしまって支部弱体化の原因にもなりかねない。

そこで頑張って総会に掛けてみますが、この原稿が会報に乗るころには、結論が出ていると思います。神ならぬ身なれば……

上田支部研修旅行

上田支部 立野裕紀

上田支部研修旅行は、平成23年2月4日（金）・5日（土）の1泊2日の日程で京都・滋賀への研修旅行が実施されました。参加人数は14名の予定でしたが諸事情により13名の参加。

4日午前6時に上田駅温泉口集合。大量のアルコール類、おつまみ類をバスに積み込み出発。久保田支部長の挨拶が終わり、早朝からの大宴会のスタートです。休憩を多めに取りながらの楽しい京都へのバス移動でした。

ほぼ予定時刻に南禅寺到着。昼食に湯豆腐をいただきました。昼食後、散策を楽しみました。

次の見学地は、国宝・三十三間堂です。木造建築では日本一の長さ118mある本堂の中央に祀られた像高約3mの巨大な千手観音座像を中心に左右500体ずつの千手観音像（3体程、他の美術館等にレンタル中）。千手観音とその信者を守るといわれる二十八部衆像。目には写実性を高めるため、水晶をはめ込む玉眼という技法が用いられているようです。堂内両脇のひときわ高い雲座の乗った風神・雷神。どれも細部まで造り込まれており迫力に圧倒されました。

次は急遽、予定を変更した世界遺産・清水寺。中学の修学旅行以来の清水寺で、仲間と歩いた清水坂がとても懐かしく思えました。

八つ橋のお土産屋さんの試食のコーナーでは、全種類の味を試食してきました。個人的にお勧めしたいのが「塩味」です。他支部の皆様、京都土産に塩味の八つ橋も喜ばれるかもしれません。

余談ですが…添乗員の方から伺ったのですが「清水の舞台から飛び降りる」と聴きますが、死亡率15%前後。過去に飛び降りた人の死亡率を調べた方がいたそうです。

1日目の見学を終え高速道路を走り琵琶湖グランドホテル到着。

ドラマ等の撮影で使用されるホテルだそうで、綺麗なホテルでした。目の前には琵琶湖。琵琶

湖を眺めながら露天風呂に入り、夕食は近江牛のすき焼きや蟹など豪華な夕食でした。

翌朝、琵琶湖と朝日の眺めは最高でした。バスの出発前にアルコール類を追加購入し2日目出発。

10分程のバス移動で三井寺に到着。伝説の「弁慶の引き摺り鐘」が印象に残りました。弁慶が比叡山へ引き摺ったといわれる鐘。鐘には傷痕や破目などが残っているので、伝説は本物か!?

最後の見学地は、数年前「ひこにゃん」で有名になった彦根城。国宝に指定され姫路城・犬山城・松本城とともに国宝四城のひとつとされ、さらに彦根城は「世界遺産暫定一覧表」に記載されているそうです。

天守の階段は手すりにつかまらなると上り下りができない程の角度。城を守るための工夫に驚きました。

見学後は、近江牛のしゃぶしゃぶ等の豪華な昼食。2日間、豪華な物ばかりで大満足でした。最後のお土産購入後、高速を走り長野県へ帰郷。もちろん帰路のバス内でも大宴会。

途中20分程の渋滞に巻き込まれ到着予定時刻を過ぎましたが、参加者13名無事に上田駅到着。幹事の久保会員には大変お世話になり、この場を借りてお礼申し上げます。

次回の支部研修旅行を楽しみにしています。



登記・供託オンライン申請システムの運用開始について

オンライン登記申請促進委員会 一ノ瀬 周 司

予定通り2月14日から新しい登記・供託オンライン申請システムの運用開始がされました。今回のシステムは移行期間のない切り替えであったにも関わらずあまり大きな混乱もなくスムーズに移行できたことは法務省、日調連の事前の説明資料の公開や体験版の配布、支部単位の研修会の成果が大きな要因でしたが、私たち調査士（法務局職員も？）もオンライン申請に「慣れ」てきていたこともその一因ではなかったかと思えます。落ち着いて切り替えを考えれば新オンライン申請は「申請の方法（申請用総合ソフト）が新しくなっただけ」であり図面の作成、添付書類の署名等何ら変わらなかったからです。JAVAの呪縛から解放された事前の環境設定の簡素化や、申請用総合ソフトで大きく改善されたユーザビリティの向上は実感されたものと思えます。

1月17日「登記ねっと」からの「申請用総合ソフト」のダウンロードにアクセスが集中し時間帯によっては半日もかかったことは法務省も想定外の関心の高さだったのでしょうか？直ぐに日調連サイトからもダウンロードができるようにしたことやバージョンアップでアクセスが集中すれば別にサーバを設けたこと、運用開始された2月14日に発生した電子納付の不具合の翌日解消や初日に問い合わせの多かった事項の「Q&A」も15日には「お知らせ」に掲載。頻繁に繰り返される小さなバージョンアップが180MBもあることや発信元が「taikenban.moj.

go.jp」なぜまだ体験版？など疑問もありますがスムーズな「慣れ」が感じられました。日調連も上記のダウンロードの他「申請用総合ソフト利用マニュアル」や「らくらく」の対応の速さにやはり「慣れ」を感じました。この「慣れ」がやがて「普通のこと」になるのでしょうか。

当委員会でもWebサイトを通じてできるだけ早く情報を伝達することを最優先にしたためメモ書きみたいなまとまらないサイトになったことはお詫び申し上げます。昨今はいろいろなWebサイトの使い方が新聞を賑わしていますが委員会としても特別な情報元はないため熊本会の坂本先生、山形会の荒井先生、山形会のB級先生のサイトは良く利用させていただきました。今回の切り替えで問い合わせの多かった「ShinseiyoSogoSoft.lock」や申請書のヘッダーとフッターの消し方、明朝体での印刷は末尾に抜き出して掲載しました。委員会のサイトは見えないという会員もいるようなのでNLBのオリジナルとして登記完了証の背景もオマケで掲載しましたが会員のみなさまからもご提供いただけるモノがあったらお願いします。

オンライン申請促進委員会も微力ながら当初の目的を果たし2年の任期を終わり、これからは表示登記研究委員会に引き継ぐことになりました。最後になりましたが委員、理事のみなさまには日調連の伝達講習、支部研修、会員からの問い合わせに対するアドバイス等ご尽力いただき本当にありがとうございました。

お知らせコーナー

日調連発第422号
平成23年3月10日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

「土地家屋調査士 会員必携」の改訂について

「土地家屋調査士 会員必携」については、平成18年1月25日付け日調連発第311号をもって、全会員を対象とした資料として周知しましたが、この度、昨今の情勢を踏まえ、新たに別添のとおり全面改訂を行いましたので、会員研修及び新人研修等の教材として活用いただきますようお願いいたします。

なお、本資料は、当連合会ホームページ内の会員専用サイト「会員の広場」からダウンロードすることができまますので、この旨周知していただきますようお願いいたします。

また、今後の改訂については、同サイトにおいて周知していく予定でありますことを申し添えます。

不1(31)第55号
平成23年3月16日

長野県土地家屋調査士会長 殿



長野地方事務局不動産登記部門
首席登記官 平林正章

地図情報システムの稼働前に提出された土地所在図等の取扱いについて
平素は、登記行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平素は、登記行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、当局松本支局においては、平成21年11月16日から地図情報システムの運用を開始しておりますが、その運用開始前に提出された土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図（以下「各種紙図面」という。）については、法務省民事局登記情報センターにおいて地図情報システムへの一括登録が、平成23年3月30日に完了する予定となっております（旧波田町分の土地関連の各種図面は、平成22年3月12日に一括登録済み）。

つきましては、各種紙図面は、下記のとおり取扱うこととなりますので留意いただくとともに、併せて、真会会員の皆様にも御周知いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 登記官は、土地図面つづり込み帳、地役権図面つづり込み帳、建物図面つづり込み帳につづり込まれた各種紙図面を不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。）第20条第2項に基づき登記所の管理する電磁的記録に記録して保存した場合は、当該帳簿をもって申請書類つづり込み帳につづり込んだものとして取り扱う。

2 規則第20条第2項に基づき電磁的記録に記録して保存した後は、申請書の添付情報と位置付けられるため、不動産登記法（平成16年法律第123号）第121条第1項に定める登記簿の附属書類のうち政令で定める図面には当たらず、同条第2項により、請求人が利害関係を有する部分に限り、これを閲覧に供することができる。

したがって、地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づいて表
 施された場合であっても、同座標値は、任意座標値として取り扱われることになる。

ただし、地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づいて測量さ
 れた成果であるときは、土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人に対し、その旨を地積測量
 図に記録することを求めるものとする。(注1)

- 3 地震前の測量成果による筆界点の座標値の取扱い
 提出された地積測量図に記録された筆界点の座標値が地震前の測量成果に基づくもので
 ある場合には、地震後に、その成果について、点検が行われ、その点検結果において相対的
 位置に変動がない(公差の範囲内)と確認されたときは、その旨が、規則第93条ただし書
 に規定する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が作成した不動産に係る調査に関する
 報告に記録されていることが必要となる。
- 4 その他

地理院が基準点の改定を行い、その成果に基づき、地震発生前の座標値から地震発生後の
 座標値に変換するためのパラメータ等が公表された場合の取扱いについては、おつて連絡す
 るものとする。

(注1) 地積測量図への記録の例
 「この測量に使用した基本三角点等は、地震前の国土地理院の公表成果を使用したものである。」

目 次 第 4 4 9 号
 平成23年3月22日

各土地家屋調査士公長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域にお
 ける地積測量図の作成等に関する留意点について (通知)

国土交通省国土地理院(以下「地理院」という。)は、本月11日に発生した標記地震の影
 響に伴い、東北地方及びその周辺で地震変動が大きかった地域の基準点測量成果(電子基準点、
 三角点、水準点)の公表を停止し、基準点の改定を行う予定としています。

そこで、その改定の成果が公表されるまでの間、分筆の登記等に伴って登記所提出される地
 積測量図の作成に係る留意点につきまして、別添のとおり法務省民事局民事第二課長から当職
 へ通知がありましたので、この旨通知します。

なお、留意点は下記のとおりですが、各土地家屋調査士会においては、所属会員にこ
 の旨周知するとともに、管轄の法務局及び地方法務局と十分な打合せをするなど表示に関する
 登記の申請についての処理に遺漏のないよう配慮願います。

記

- 1 基準点測量成果の公表が停止された地域
 青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、栃木県、群馬県、
 長野県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県
- 2 基準点測量成果の公表が停止された地域において提出される地積測量図の取扱い
 基準点測量成果の公表が停止された地域において提出される地積測量図に記録された筆
 界点の座標値は、「近傍に基本三角点等が存在しない場合その他の基本三角点等に基づく測量
 ができない特例の事情がある場合」(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号。以下
 「規則」という。)第77条第2項)に該当するものとして、近傍の恒久的地物に基づく測
 量成果として取り扱うものとする。

登記完了証の交付の方法について

- 第1 不動産登記規則第182条第1項柱書きの法務大臣が別に定める場合について**
- 1 不動産登記規則第182条第1項柱書きの法務大臣が別に定める場合
 不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「規則」といいます。）
 第182条第1項柱書きの法務大臣が別に定める場合として、次のとおりとする
 こととしましたので、お知らせします。

なお、この取扱いは、平成23年6月27日（月）以降に電子申請した登記について適用されますので、御留意願います。

〈法務大臣が別に定める場合〉

不動産に関する登記の申請（囑託を含みます。以下同じです。）を電子申請（不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「法」といいます。）第18条第1号の規定による電子情報処理組織を使用する方法による申請をいいます。）でした場合であっても、当分の間、登記完了証を書面により交付することを申し出ることができま

す。なお、登記権利者及び登記義務者が共同して申請する登記が完了した場合に交付される登記完了証について、一方の申請人が登記完了証を書面により交付することを申し出した場合には、他方の申請人に交付される登記完了証も書面によるものとなります。

2 申出方法

申請情報（囑託情報を含みます。以下同じです。）の登記完了証の「交付方法」欄に、次のいずれかの方法を選択して、申し出願います。

[登記所の窓口での交付] 登記所での交付を希望する

[送付の方法による交付] 送付の方法による交付を希望する

※ 従前どおり、オンラインでの交付を希望される場合は、「オンラインによる交付を希望する」を選択してください。

なお、送付の方法により登記完了証の交付を希望する場合には、送付先の情報も必要となりますので、詳細については、「第2 送付の方法による登記完了証の交付について」を参照願います。

3 登記所における登記完了証の交付の方法等

登記の申請の際に付された受付番号、身分証明書その他の本人を確認することができるとして文書を提示する方法により登記の申請人（又は代理人）であるかどうかを確認させていただいた上、登記完了証を交付しておりますので、登記所において登記完了証の交付を受ける場合には、あらかじめ、受付番号を確認の上、身分証明書等の文書を持参願います。

第2 送付の方法による登記完了証の交付について

- 1 送付の方法による登記完了証の交付
 規則第182条第2項の規定により、登記完了証を書面で交付する場合には、送付の方法によりその交付を求めることができるとなりました。

日 調 連 発 第 4 7 4 号
 平 成 2 3 年 3 月 3 0 日

各土地家屋調査士会長 殿
 連 合 会 役 員 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法務省民事局からの通達等の送付について（通知）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成23年法務省令第5号）の施行に伴い、法務省民事局及び地方法務局へ下記の通達等が発せられましたので通知します。

なお、上記施行に伴う登記事務の取扱いの留意点は、①証明書の交付の請求、②登記完了証、③受付帳の3点となっております。

記

- 登記完了証の交付の方法について
- 平成23年3月25日付け法務省民二第644号 法務局長及び地方法務局長あて
 法務省民事局長通達
 「不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）」
- 平成23年3月25日付け法務省民二第767号 法務局長及び地方法務局長あて
 法務省民事局長通達
 「不動産登記規則等の一部改正に伴う登記事務の取扱いについて（通達）」
- 平成23年3月25日付け法務省民二第768号 法務局長及び地方法務局長あて
 法務省民事局長依命通知
 「不動産登記規則等の一部改正に伴う登記事務の取扱いについて（依命通知）」
- 平成23年3月25日付け法務省民総・民二第769号 法務局民事行政部長及び地方法務局長あて
 法務省民事局総務課長及び法務省民事局民事第二課長通知
 「不動産登記規則第124条第4項等の規定により従前の登記記録の権利部の特記事項を閉鎖する場合の登記事務の取扱いについて（通知）」

(3) 書面申請の場合
郵便切手を登記申請書とともに、登記所に提出してください。

- 2 申出方法
登記完了証を送付の方法により交付することを申し出る場合には、次の例に従い、必要な事項を当該登記の申請情報の「その他事項」欄に記載し、又は登記申請書の適宜の欄に記載してください（規則第182条第2項）。
- 〈例〉送付の方法により登記完了証の交付を希望します。（注1）
（注1）オンライン申請の場合には、上記第1の2のとおり、申請情報の登記完了証の「交付方法」欄において「送付の方法による交付を希望する」を選択してください。
- （注2）送付先の住所は、次の参考例のように記録し、又は記載してください。
- 〔参考例〕
 (1) 登記申請人（登記権利者及び登記義務者が申請人である場合を含む。）の住所地への送付を申し出る場合
 〈例1〉登記申請人の住所地
 〈例2〉登記権利者及び登記義務者の住所地
 (2) 資格者代理人の事務所への送付を申し出る場合
 〈例〉資格者代理人の事務所
 (3) 登記権利者（登記義務者）が登記義務者（登記権利者）を代理して登記の申請をした場合であって、当該登記権利者（登記義務者）の住所地への送付を申し出る場合
 〈例〉登記権利者（登記義務者）の住所地
- 3 送付の方法
送付の方法により登記完了証の交付を希望する旨の申出があった場合には、書留郵便等の方法により送付します（規則第182条第3項において準用する規則第55条第7項）。
- 4 費用の納付
登記完了証の送付に要する費用は、申請人の方の負担となります。そのため、必要な郵便切手を次の方法により提出願います（規則第182条第3項において準用する規則第55条第8項）。
- なお、速達や本人限定受取郵便の方法による送付を希望される場合には、その費用についても併せて提出願います。
- (1) 電子申請の場合（②を除く。）
申請に係る登記が完了するまでに、郵便切手を適宜の方法により登記所に提出してください。
- なお、提出に当たっては、例えば、受付年月日及び受付番号により特定するなどして、どの登記の申請についてのかか明らかとなるよう配慮願います。
- (2) 不動産登記令（平成16年政令第379号）第5条第1項の申請（いわゆる特別方式による申請）の場合
郵便切手を規則別記第13号様式による書面とともに、登記所に提出してください。

機密性2 完全性2 可用性2

法務省民二第644号
平成23年3月25日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成23年法務省令第5号）の施行に伴い、平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を別紙のとおり改正し、別紙の2の改正については平成23年4月1日から、それ以外の改正については同年6月27日から実施することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

機密性2 完全性2 可用性2

別紙

- 1 第38条の見出し中「の通知を要しないこととなった」を「を廃棄する」に改め、同条第1項中「規則第64条第1項第3号の規定により登記識別情報の通知を要しないこととなった」を「規則第64条第3項の規定により同条第1項第2号に規定する登記識別情報又は同項第3号に規定する登記識別情報を記載した書面を廃棄する」に改め、「し、当該登記識別情報を廃棄」を削り、同条に次の1項を加える。
- 2 前項の規定により規則第64条第1項第2号に規定する登記識別情報又は同項第3号に規定する登記識別情報を記載した書面を廃棄するときは、廃棄後において、登記識別情報が部外者に知られないような方法によらなければならない。
- 2 第40条第3項中「第126条第1項」の前に「前条第1項の規定は前2項の証明の請求を受けた場合に、」を加え、「前2項」を「前2項」に改める。
- 3 第41条第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第3項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、第5項を次のように改める。
- 5 第38条第2項の規定は、規則第69条の規定により登記識別情報を記載した書面を廃棄する場合について準用する。
- 4 第118条の次に次の1条を加える。
(登記完了証を廃棄する場合)
第118条の2 登記官は、規則第182条の2第1項の規定により登記完了証を廃棄する場合には、登記識別情報通知書交付簿にその旨を記録するものとする。
- 5 第121条の見出し中「通知書」の下に「等」を加え、同条に次の1項を加える。
2 送付の方法により登記識別情報通知書又は登記完了証を交付する場合には、当該登記識別情報通知書又は登記完了証が返戻されたときは、規則第64条第3項又は第182条の2第1項に準じて処理するものとする。

- 不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通達）の一部改正 新旧対照表（第38条，第40条，第41条，第118条の2及び第121条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（登記識別情報を廃棄する場合）</p> <p>第38条 登記官は，規則第64条第3項の規定により同条第1項第2号に規定する登記識別情報又は同項第3号に規定する登記識別情報を記載した書面を廃棄する場合には，登記識別情報通知書交付簿にその旨を記載するものとする。</p> <p><u>2 前項の規定により規則第64条第1項第2号に規定する登記識別情報又は同項第3号に規定する登記識別情報を記載した書面を廃棄するときは，廃棄後において，登記識別情報が部外者に知られないような方法によらなければならない。</u></p> <p>（登記識別情報に関する証明）</p> <p>第40条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前条第1項の規定は前2項の証明の請求を受けた場合に，第126条第1項の規定は前2項の証明の請求書を受け付けた場合について準用する。</p> <p>4 （略）</p> <p>（登記識別情報の管理）</p> <p>第41条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（削除）</p>	<p>（登記識別情報の通知を要しないこととなった場合）</p> <p>第38条 登記官は，規則第64条第1項第3号の規定により登記識別情報の通知を要しないこととなった場合には，登記識別情報通知書交付簿にその旨を記載し，当該登記識別情報を廃棄するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（登記識別情報に関する証明）</p> <p>第40条 （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 第126条第1項の規定は，前2項の証明の請求書を受け付けた場合について準用する。</p> <p>4 （同左）</p> <p>（登記識別情報の管理）</p> <p>第41条 （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p><u>3 規則第69条の規定により登記識別情報を記載した書面を廃棄するときは，廃棄後において，当</u></p>

- 1 -

<p>3 当該登記の申請が却下又は取下げとなった場合において，申請人から申請書に添付した登記識別情報通知書を選付してほしい旨の申出があったときは，当該登記識別情報通知書を選付するものとする。この場合には，当該登記識別情報通知書を封筒に入れて封をした上，とじ代に登記官の職印で契印して選付するものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 第38条第2項の規定は，規則第69条の規定により登記識別情報を記載した書面を廃棄する場合について準用する。</p> <p>（登記完了証を廃棄する場合）</p> <p>第118条の2 登記官は，規則第182条の2第1項の規定により登記完了証を廃棄する場合には，登記識別情報通知書交付簿にその旨を記録するものとする。</p> <p>（通知書等の返戻の場合の措置）</p> <p>第121条 （略）</p> <p>2 送付の方法により登記識別情報通知書又は登記完了証を交付する場合において，当該登記識別情報通知書又は登記完了証が返戻されたときは，規則第64条第3項又は第182条の2第1項に準じて処理するものとする。</p>	<p>当該登記識別情報が部外者に知られないような方法によらなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず，当該登記の申請が却下又は取下げとなった場合において，申請人から申請書に添付した登記識別情報通知書を選付してほしい旨の申出があったときは，当該登記識別情報通知書を選付するものとする。この場合には，当該登記識別情報通知書を封筒に入れて封をした上，とじ代に登記官の職印で契印して選付するものとする。</p> <p>5 （同左）</p> <p>6 第3項の規定は，第38条の規定により登記識別情報を廃棄する場合について準用する。</p> <p>（新設）</p> <p>（通知書の返戻の場合の措置）</p> <p>第121条 （同左）</p> <p>（新設）</p>
---	--

- 2 -

機密性2 完全性2 可用性2

法務省民二第767号
平成23年3月25日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

不動産登記規則等の一部改正に伴う登記事務の取扱いについて（通達）
不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成23年法務省令第5号）につ
いて、登記完了証に関する改正が本年6月27日から、それ以外の改正が本年
4月1日から施行されることとなりましたので、これに伴う不動産登記事務の
取扱いについては、本日付け法務省民二第644号当職通達により改正された
「不動産登記事務取扱手続準則」（平成17年2月25日付け法務省民二第4
56号当職通達。以下「準則」という。）によるほか、下記の点に留意し、事
務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「法」とあるのは不動産登記法（平成16年法律第123
号）を、「規則」とあるのは不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）
をいい、引用する条文等は、いずれも改正後のものです。

記

第1 証明書の交付の請求に関する登記事務の取扱い

1 請求情報を電子情報処理組織を使用して提供する方法により次の(1)か
ら(3)までの証明書等（以下「証明書」という。）の交付の請求をする場
合には、送付の方法により交付を受けることができるほか、登記所で交付
を受けることができることとされた（規則第194条第3項前段、第20
0条第4項及び第201条第4項）。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 電磁的記録に記録された地図等の情報の内容を証明した書面
- (3) 電磁的記録に記録された土地所在図等の情報の内容を証明した書面

機密性2 完全性2 可用性2

2 1の方法により証明書の交付を請求する場合において、証明書を登記所
で受領しようとするときは、その旨を請求情報の内容としなければならな
いこととされた（規則第194条第3項後段、第200条第4項及び第2
01条第4項）。

3 1の方法により証明書の交付を請求した者が当該証明書を登記所で受領
するときは、法務大臣が定める次の情報を当該登記所に提供しなければな
らないこととされた（規則第197条の2、第200条第4項及び第20
1条第4項）。

- (1) 証明書を受け取る者の氏名及び住所
- (2) 申請番号
- (3) 証明書の合計の請求通数

4 請求者が証明書を登記所で受領する旨を請求情報とした場合において、
当該証明書を受領しないため交付することができないまま1月を経過した
ときは、請求書の余白に「交付不能」と記載し、当該証明書を適宜廃棄し
て差し支えない（準則第133条第7号）。

第2 登記完了証に関する登記事務の取扱い

1 登記完了証の記録内容及びその様式

(1) 登記完了証は、次の事項を記録して作成することとされた（規則第1
81条第2項）。

- ア 申請の受付の年月日及び受付番号
- イ 規則第147条第2項の符号
- ウ 不動産番号
- エ 法第34条第1項各号及び第44条第1項各号（第6号及び第9号
を除く。）に掲げる事項

オ 共同担保目録の記号及び目録番号（新たに共同担保目録を作成した
とき及び共同担保目録に記録された事項を変更若しくは更正し、又は
抹消する記号を記録したときに限る。）

カ 法第27条第2号の登記の年月日

キ 申請情報（電子申請の場合にあっては、規則第34条第1項第1号
に規定する情報及び第36条第4項に規定する住民票コードを除き、
書面申請の場合にあっては、登記の目的に限る。）

(2) 電子申請と書面申請の登記完了証の様式が、それぞれ定められた（規

機密性2 完全性2 可用性2

- 別第181条第2項、別記第6号)。
- (3) 書面申請(権利に関する登記)の登記完了証に記録する登記の目的は、登記完了証の「不動産」欄の最初に表示されている不動産の登記記録に記録されたものを記録することとされた(規則別記第6号)。
- 2 登記が完了した旨の通知の方法等
- (1) 登記完了証の交付の方法について、規則第182条第1項各号に掲げる区分のほか、「法務大臣が別に定める場合」が追加された。
- (2) (1)の法務大臣が別に定める場合として、電子申請の場合であっても、当分の間、登記完了証を書面により交付することを申し出ることができるとされた。また、登記権利者及び登記義務者が共同して申請する登記が完了した場合に交付される登記完了証について、一方の申請人が上記の申出をしたときは、他方の申請人に交付される登記完了証も書面によることとされた。
- (3) 送付の方法により登記完了証の交付を求められることができるとされ、その場合には、申請人は、その旨及び送付先の住所を申請情報の内容としなければならないこととされた(規則第182条第2項)。
- なお、電子申請又は書面申請のいずれの場合でも、送付の方法による登記完了証の交付を求められることができる。
- (4) 送付の方法により登記完了証を交付する場合には、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものにより送付することとされた(規則第182条第3項、第55条第7項)。
- (5) 送付の方法により登記完了証を交付する場合において、送付に要する費用の納付がないとき、又は不足しているときは、申請人又は代理人に対し、その費用の納付を求めるとする。
- (6) 送付の方法による登記完了証の交付の求めがあった場合において、登記完了証を送付したにもかかわらず、受取人不明等により当該登記完了証が返戻されたときは、規則第182条の2第1項第2号の規定により登記が完了した旨の通知を要しなくなるまでの間、当該登記完了証を保管するものとする。この場合において、当該期間が経過するまでに登記完了証の交付の求めがあったときは、当該登記完了証を交付して差し支えない。

機密性2 完全性2 可用性2

- 3 登記が完了した旨の通知を要しない場合等の明確化
- (1) 次の場合には、登記が完了した旨の通知を要しないこととされ、その登記に係る登記完了証を廃棄することができることとされた(規則第182条の2)。
- ア 規則第182条第1項第1号に規定する方法により登記完了証を交付する場合において、登記完了証の交付を受けるべき者が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに登記完了証が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能となった時から30日を経過しても、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに登記完了証を記録しないとき。
- イ 規則第182条第1項第2号に規定する方法により登記完了証を交付する場合において、登記完了証の交付を受けるべき者が、登記の完了の時から3月を経過しても、登記完了証を受領しないとき。
- (2) 規則第182条第1項柱書きの規定により書面で作成した登記完了証の交付による登記が完了した旨の通知を要しないこととなる要件は、(1)と同じとし、登記が完了した旨の通知を要しなくなった場合には、その登記に係る登記完了証は、適宜廃棄して差し支えない。
- (3) 登記完了証を廃棄する場合には、規則第29条の規定は、適用しないこととされた(規則第182条の2第2項)。また、この改正に伴って、登記名義人に通知し、又は提供された登記識別情報についても、次の場合には、規則第29条の規定は、適用しないこととされた(規則第64条第4項及び第69条第2項)。
- なお、登記完了証を廃棄する場合には、登記識別情報通知書交付簿にその旨を記録しなければならない(準則第118条の2)。
- ア 規則第64条第3項の規定により同条第1項第2号に規定する登記識別情報又は同項第3号に規定する登記識別情報を記載した書面を廃棄する場合
- イ 規則第69条第1項の規定により登記識別情報を記載した書面を廃棄する場合
- 第3 受付帳に関する取扱い
- 1 受付帳の調整
- (1) 受付帳は、不動産登記の申請、登記識別情報の失効の申出及び登記識

機密性2 完全性2 可用性2

別情報に関する証明について、それぞれ調製することとされた（規則第18条の2第1項）。

(2) 受付帳は、書面により調製する必要がある場合を除き、磁気ディスクその他の電磁的記録に記録して調製することとされた（同条第2項）。

2 登記識別情報に関する証明の請求に係る受付帳に記録された情報の保存期間

登記識別情報に関する証明の請求に係る受付帳に記録された情報の保存期間は、受付の年の翌年から1年間とされた（規則第28条第8号）。

機密

機密性2 完全性2 可用性2

法務省民二第768号
平成23年3月25日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

不動産登記規則等の一部改正に伴う登記事務の取扱いについて（依命通知）
不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成23年法務省令第5号）の施行に伴う登記事務の取扱いについては、本日付け法務省民二第767号民事局長通達（以下「通達」という。）が発出されましたが、通達の運用に当たっては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第1 証明書の交付請求について

1 証明書を交付する場合の取扱い

請求情報を電子情報処理組織を使用して提供する方法により証明書（登記事項証明書、電磁的記録に記録された地図等の情報の内容を証明した書面及び電磁的記録に記録された土地所在図等の情報の内容を証明した書面をいう。以下同じ。）の交付の請求があった場合において、受取先として指定した登記所（以下「受取先登記所」という。）で証明書を交付するときは、請求者（証明書を受け取る者として指定された者を含む。以下同じ。）が提供する情報（①証明書を受け取る者の氏名及び住所、②申請番号及び③証明書の合計の請求通数。以下「提供情報」という。）を確認し、請求書にその旨を記載するものとする。

2 受取先登記所を誤った場合の取扱い

請求者が指定した受取先登記所以外の登記所では証明書を交付することができないから、請求者が指定した受取先登記所以外の登記所で交付を受けようとする場合には、受取先登記所に相談するよう助言するものとする。

機密性2 完全性2 可用性2

なお、請求者から、受取先登記所に、提供情報を記載した書面及び返信用の郵便切手を同封して証明書の送付の申出があった場合には、これに応じて差し支えない。この場合には、請求書に、送付の申出があった旨及び当該申出に応じて証明書を送付した旨を記載するものとする。

3 法務大臣が定める情報を提供することができない場合の取扱い

請求者が受取先登記所に証明書を受け取りに訪れた際に、提供情報を失念したことなどにより当該提供情報を提供することができない場合には、原則として、証明書を交付しないものとする。ただし、請求者が提供情報を提供することができないことについて、やむを得ないと認められる事情がある場合には、請求者が運転免許証その他公務員が作成した証明書であって、請求者と受取先登記所に訪れた者が同一の者であることを確認することができる文書を持参しており、当該文書を確認し、請求者本人であると認められるときに限り、証明書を交付して差し支えない。

なお、この場合には、請求者の了解を得て、当該文書の写しを作成し、請求書に添付するものとし、請求者の了解を得ることができない場合は、文書の種類、証明書番号その他文書を特定することができる番号等の文書の主要な内容を請求書に記載するものとする。

第2 登記完了証等について

1 登記完了証の記録事項について

(1) 申請情報に補正がある場合の取扱いについて

申請情報に不備があるため、補正を命じた場合において、その補正情報が提供されたときは、登記完了証に編集する申請情報は、当該補正情報により補正された後の申請情報とする。

なお、軽微な不備で、補正を命ずることなく登記を完了した場合には、その申請情報を修正することを要しない。

(2) 登記完了証に編集しない申請情報について

ア 申請情報として提供される情報のうち、申請人又は代理人の電話番号その他の連絡先（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。）第34条第1項第1号）及び住民票コード（規則第36条第4項）は、登記完了証に記載しないこととされている。

イ 申請書に記載されている情報のうち、申請情報等を補充する情報であって、当該情報が個人のプライバシーを侵害するおそれがあるもの（例

機密性2 完全性2 可用性2

えば、隣接地所有者の電話番号等）その他登記完了証に記載することが相当てないと認められるものは、登記完了証に記載しないものとする。

(3) 登記完了証の記録事項として新たに規定された事項について

ア 規則第147条第2項の符号

同順位である2以上の権利に関する登記をする場合に当該登記を識別するために順位番号に付される符号は、登記完了証の「申請受付番号」欄に記載する受付番号の後に記録するものとする。

イ 共同担保目録の記号及び番号

共同担保目録の記号及び番号は、今回の規則の改正により登記完了証に記録すべきものであることが明確にされた。そのため、記録される内容は、改正前の登記完了証に記載されていたものと変更はない。

ウ 法第27条第2号の登記の年月日

表示に関する登記が完了した場合には、登記完了証の「登記の年月日」欄に、不動産登記法（平成16年法律第123号）第27条第2号の登記の年月日を記録するものとする。

なお、権利に関する登記が完了した場合における「登記の年月日」欄の記録は、「-」と記録するものとする。

2 登記完了証の交付方法について

(1) 電子申請の登記完了証

ア 電子申請の場合でも、書面により作成した登記完了証を交付するときには、書面申請の場合と同様に、地紋紙により作成したものを交付するものとする。

イ 電子申請の場合には、書面で作成した登記完了証の交付の申出がないときであっても、登記の完了までに、当該申出があったときは、これに応じて差し支えない。この場合には、電子申請管理用紙の余白に、申出があった年月日及び申出をした者の氏名を記載するものとする。

(2) 送付の方法による登記完了証の交付

ア 送付の方法により登記完了証を交付する場合において、郵便切手等を提出して速達等による送付の申出があったときは、これに応じて差し支えない。

イ 送付の方法による登記完了証の交付の申出がされた場合において、当該送付に要する郵便切手等が提出されないときは、当該登記完了証を送

機密性2 完全性2 可用性2

付しなくとも差し支えない。

ウ 申請人又はその代理人から、レターパック500により登記完了証の送付の求めがあった場合には、これに応じて差し支えない。

3 登記完了証の廃棄について

書面により作成した登記完了証を申請人又はその代理人が受領しないまま、規則第182条の2第1項第2号に規定する期間が経過し、当該登記完了証を廃棄する場合には、裁断機等を使用するなどして記録された文字が読み取れないような措置を講ずるものとする。

第3 受付帳の取扱いについて

1 受付帳の調製

不動産登記に関する受付帳として、不動産登記の申請に係る受付帳のほか、登記識別情報の失効の申出及び登記識別情報に関する証明に係る受付帳も調製することとされたが、これらの受付帳は、磁気ディスクをもって調製することとされている。そのため、本年4月1日以降に受け付けた不動産登記の申請等に係る受付帳は、書面に印刷することを要しない。

なお、管轄転属等に伴い、受付帳を書面により調製する必要がある場合には、受付帳を書面に印刷して調製することとしても差し支えない。この場合には、書面に印刷した受付帳が規則に規定する受付帳となる。

2 受付帳の保存期間

受付帳のうち、登記識別情報に関する証明に係る受付帳の保存期間は、受付の年の翌年から1年間とされている。

機密性2 完全性2 可用性2



民総
法務省民二
平成23年3月25日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局総務課長
法務省民事局民事第二課長

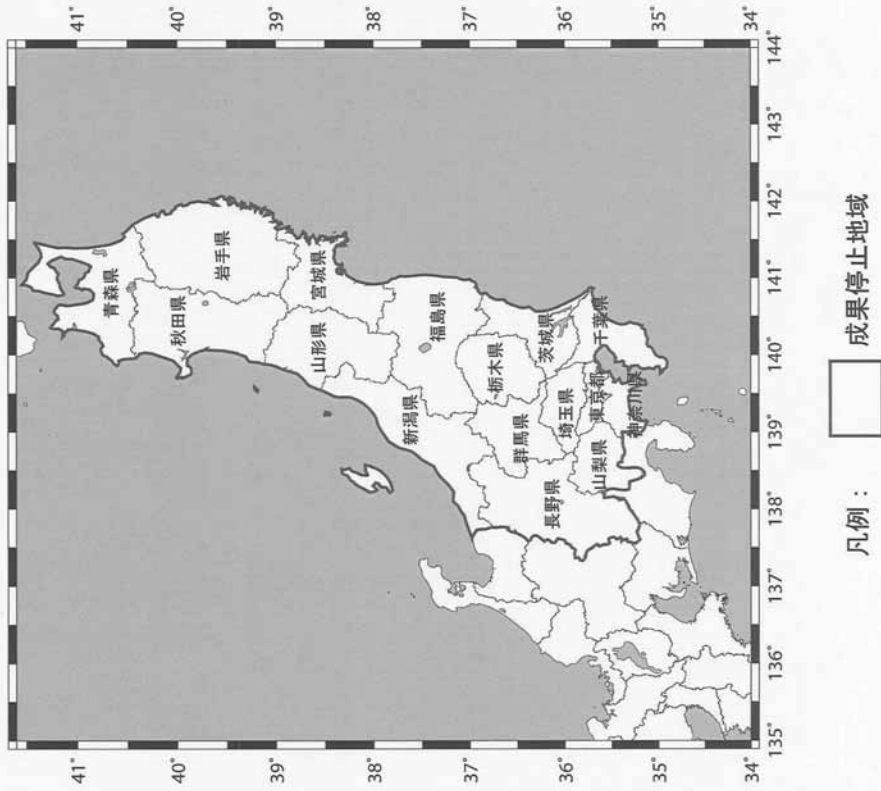
不動産登記規則第124条第4項等の規定により従前の登記記録の権利部の相当区を閉鎖する場合の登記事務の取扱いについて（通知）

平成22年5月17日付け民総・民二第1151号により通知した標記の取扱いについては、不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成23年法務省令第5号）の施行をもって廃止しますので、通知します。

なお、当該省令の施行後は、改正後の不動産登記規則第124条第4項等の規定に基づき取り扱うこととなりますので、申し添えます。



資料 1
電子基準点及び三角点の測量成果公表停止地域図



会員各位

長野県土地家屋調査士会
会長 宮下 照也

地震による基準点測量成果の公表停止に伴う測量及び地籍測量図の扱いについて、下記通知等を確認のうえ、各自対応をお願いします。

※ 基準点測量成果（電子基準点、三角点、水準点）の公表停止に伴う地籍測量図の取扱について

法務省民二第696号 平成23年3月18日
日調達発第449号 平成23年3月22日
3月22日 本会より発信済み。

※ 街区基準点に関して

法務省民事局民事第二課 事務連絡 平成23年3月23日
日調達発第450号 平成23年3月24日
3月25日 本会より発信済み。

尚、街区基準点の包括承認につきましては、今後自治体と協議する予定です。

※ 新たに、区画整理事業等を実施している地域についての情報が入りましましたので通知致します。



事務連絡
平成23年3月16日

各都道府県・指定都市
土地区画整理事業担当者 様

国土交通省 都市・地域整備局 市街地整備課
大島 英司

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」による
国土調査法第19条第5項に基づく国土調査の成果としての承認申請の取り扱いについて

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」に伴い、東北地方及びその周辺で地震震動
が大きかった地域の基準点測量成果(電子基準点、三角点、水準点)の公表が停止されてお
ります。(国土地理院 平成23年3月14日発表)

(国土地理院 HP 参照: <http://www.wsl.go.jp/sokuchikijun/sokuchikijun60007.html>)

つきましては、別紙に添着する現在申請中の案件については申請受理できない状況となり
ましたので、申請書類の差戻しをさせて頂きたいと存じます。

今後国土地理院において、電子基準点の測量成果を改定するとともに、三角点や水準点
についても改測作業を実施し、基準点測量成果を改定する予定とのことで、(国土地
理院より公表され次第、当該からもお知らせする予定です。)、それ以降、新たに申請をお
願い申し上げます。

問い合わせ先
国土交通省都市・地域整備局
市街地整備課 佐治 一誠
TEL 03-5253-8111 (内32754)
E-mail saji-izt@mlit.go.jp

(別紙)

- ・青森県 三沢市
- ・宮城県 宮城郡松島町
- ・宮城県 仙台市
- ・宮城県 仙台市
- ・宮城県 石巻市
- ・山形県 北村山郡大石田町
- ・山形県 山形市
- ・福島県 郡山市
- ・福島県 喜多方市
- ・茨城県 日立市
- ・茨城県 つくば市
- ・栃木県 真岡市
- ・埼玉県 鴻巣市
- ・千葉県 千葉市
- ・東京都 足立区
- ・長野県 佐久市
- ・長野県 長野市
- ・長野県 駒ヶ丘市
- ・長野県 茅野市
- ・新潟県 北蒲原郡聖籠町
- ・新潟県 長岡市
- ・新潟県 新潟市
- 中央町地区
- 松島域内地区
- 野村地区
- 福田町町東地区
- 霞波北側地区
- 大石田駅前地区
- 鳩地区
- 御前南地区
- 駒西地区
- 東河川地区
- 花宝西部地区
- 東光寺地区
- 北蒲原西口地区
- 小中台地区
- 花畑東部地区
- 岩村旧和生町南地区
- 中条地区
- 南田市瑞地区
- 茅野町西口地区
- 次第浜浜山地区
- 長倉農住地区
- 亀田町西地区

(以上22地区)

会 務 日 誌

年月日	用 件	出 席 者	場 所
23. 1. 7	小坂憲次 2011年新春の集い	宮下会長	メルパルク 長野
23. 1. 12	埼玉会 新年賀詞交歓会	芦澤副会長	浦和ロイヤル パインズホテル
23. 1. 13	日調連 新春交礼会	宮下会長	東京プリンスホテル
23. 1. 13 23. 1. 14	第2回全国会長会議 ① 土地家屋調査士の近未来について ② 業務受託環境の整備について ③ 平成23年度の事業計画（案）概要について ④ 意見交換・会長間情報交換・各会要望	宮下会長	土地家屋 調査士会館
23. 1. 15	公明党 新年賀詞交歓会	上原副会長	ホテル 国際 2 1
23. 1. 18	支部長会・長調政連合同会議 ① 支部長会から本会運営に対しての要望等について ② 各部報告並びに支部への依頼等について	正副会長・各部長・ 各支部長・長調政連役員	会 館
23. 1. 18	行政書士法制定60周年記念式典 平成23年新年賀詞交歓会	芦澤副会長	サンパルテ 山 王
23. 1. 20	東京会 新春交礼会	上原副会長	東京ドームホテル
23. 1. 21	第8回新入会員研修会 ① 会員心得と会則について ② 事務所経営について ② ディスカッション	宮下会長、芦澤副会長 業務研修部理事 中塚次長	会 館
23. 1. 22	民主党 2011年新春交歓会	上原副会長	ホテル メトロポリタン 長野
23. 1. 27	第5回ADR運営委員会 報告事項 ① 手続等実施状況報告 ② その他 審議事項 ① 研修（3月3日）内容の報告、通知及び	宮下会長、小泉副委員長、 相馬弁護士、各委員	会 館

年月日	用 件	出 席 者	場 所
	当日の進行他について ② 内部広報の検討結果報告及び今後の実施計画について ③ 和解契約書モデルについて ④ その他		
23. 1. 27	第4回災害対策委員会 ① 本年度委員会の検討事項の分担とまとめについて ② 来年度への引き継ぎ事項について ③ 行政との協定についての研究 ④ その他	芦澤副会長・菅澤・北澤 ・中塚・蓑輪・前田委員	会 館
23. 1. 29	第4回広報部会 ① 22年度事業総括 公開講座準備 の件 ② 23年度事業計画及び予算案について ③ 22年度事業報告書の作成について	上島副会長、松本広報部長、伊藤・北澤理事	会 館
23. 1. 29	若林けんた後援会 2011年新春の集い	上島副会長	ホテル 国際21
23. 2. 8	第6回総務部会 ① 報告事項 ② 伊那支部規則の件について ③ 次年度事業計画及び予算について ④ 文書取扱規程関係について ⑤ 個人情報保護に関する規則関係について ⑥ その他	上原副会長、荒井総務部長、武井理事、前田理事、竹内理事	会 館
23. 2. 8	第3回境界鑑定委員会 ① 「仮称 鑑定マニュアルの編集 ② その他	芦澤副会長、筒井委員長、各委員	会 館
23. 2. 9	第7回業務研修部会 ① 新入会員研修会の反省と、次期の新入会員研修会について ② 第3回全体研修会について ③ CPDについて ④ 来年度の事業計画と予算計画 ⑤ その他	芦澤副会長、菅澤次長、佐藤理事、海野理事、蓑輪理事、金田理事、丸山理事	会 館
23. 2. 11 ～ 23. 2. 13	第6回土地家屋調査士特別研修 基礎研修	上島副会長（協力員）	会 館
23. 2. 15	第4回財務部会 ① 次年度予算策定について ② その他	宮下会長、上島副会長、中塚理事	会 館
23. 2. 15	境界情報管理センター委員会 ① 規約の改正について ② 22年度事業報告 ③ 23年度事業計画	各委員	会 館
23. 2. 16	第3回関プロ会長会議 ① 平成23年度事業計画の概要について ② その他	宮下会長	東京会

年月日	用 件	出 席 者	場 所
23. 2. 18	注意・勧告理事会	宮下会長、 上原・上島・芦澤副会長、 荒井・松本部長	会 館
23. 2. 18	第7回正副会長・部長会議 ① 各部報告 ② 理事会協議・審議事項について ③ その他	正副会長 ・ 部長 菅澤次長	会 館
23. 2. 20	境界問題相談センターちば研修会 調査士ADRにおける事前相談のすすめ方 調停合意書作成のポイント	猪飼委員、吉澤委員	千葉県 土地家屋 調査士会館
23. 2. 25	第6回理事会 審 議 事 項 ① 文書取扱規程関係について ② 個人情報保護に関する規則関係について ③ 選挙管理委員承認について ④ ADR関与者任命について ⑤ 測量研修委員会規程について 協 議 事 項 ① 支部規則改正の扱いについて ② 県役員選出及び各委員選出について ③ 3月16日 第3回全体研修会の会員講師に 対しての奨励金の件 報 告 事 項 ① 会長報告 ② 各部からの報告 ③ 各委員会からの報告 ④ 連合会理事より ⑤ 公嘱協会担当理事より	正副会長、各部・次長、 各理事、小池代表監事	会 館
23. 2. 26	山下富雄氏黄綬褒章受賞を祝う会	宮下会長、小出名誉会長 中村相談役	パレスホテル 立川
23. 3. 3	ADR関与者研修会	会長、小泉委員長、 相馬副委員長、上原副委 員長、運営委員、 各関与者	松本勤労者福 祉センター
23. 3. 8	第7回総務部会 報 告 事 項 協 議 事 項 ① 境界情報管理センター規程について ② 測量研修委員会規程について ③ 文書取扱規程関係、事務処理規程及び個人 情報保護に関する規則関係の修正確認について ④ 次年度申送り事項について ⑤ その他	宮下会長、上原副会長、 荒井総務部長、武井理事、 前田理事、竹内理事	会 館
23. 3. 11	第1回選挙管理委員会	関口委員、坂田委員 高嶋委員、讃岐委員 宮下会長	会 館
23. 3. 18	第8回正副会長・部長会議 ① 東日本大震災対策について ② その他	正副会長 ・ 部長	会 館

年月日	用 件	出 席 者	場 所
23. 3. 18	第4回関ブロ会長会議 ① 連合会次期役員推薦について ② その他	宮下会長	東京会
23. 3. 22	会報編集委員会 ① 会報182号編集	松本部長、北澤委員長、 伊藤理事、小池・品田 委員	会 館
23. 3. 24	第8回業務研修部会 ① 本年度の所管事業についてのまとめと、 来年度事業計画 ② 来年度予算案 ③ CPD 運用基準の検討 ④ 業務部所管委員会の来年度の再検討 ・境界鑑定委員会と筆特、ADR等の一本化に ついて ・測量研修委員会の規約及び予算の再検討 ・表示登記研究委員会、オンライン申請関係 について ⑤ その他	芦澤副会長、菅澤次長、 佐藤理事、海野理事、 蓑輪理事、金田理事、 丸山理事	会 館
23. 3. 25	ADR小委員会 協議事項 ① 研修会（3月3日）の事後検討(今後)に ついて ② 次年度研修計画案検討について ③ 次年度予算計画案検討について ④ その他	小泉副委員長、各委員	会 館
23. 3. 30	第5回災害対策会議 ① 本年度委員会のまとめ ② 来年度の事業・予算計画 ③ 来年度委員会への受け渡し事項の確認等 ④ その他	芦澤副会長、中塚次長、 北澤理事、蓑輪理事、	会 館
23. 3. 31	土地家屋調査士認定証交付立ち会い	上原副会長	法 務 局

詰将棋

今回の詰将棋の問題図



※解答は43ページにて掲載
(長野支部 北原 匡尚)

	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
一						飛				
二						歩	毎	王		
三							争	争		
四								桂	争	
五										
六										
七										
八										
九										

▲先手 角香

【ヒント】

1三の地点に逃がさないように。

詰将棋の解答と解説

【解答】

▲3一角、△2一玉、▲1二桂成、△同玉、▲1三香、△2一玉、▲2二角成、△同玉、▲1一飛成まで9手詰め

【解説】

1三の地点に逃がさないように初手は▲3一角とします。これに対して△1一玉とするのは▲1三香、△2一玉、▲1二香成で詰みます。従って2手目は△2一玉です。3手目は▲1三角成として開き王手をするのが詰将棋らしい手なのですが、△4一角と飛車を取られて失敗です。3手目の正解は▲1二桂成です。4手目は△同玉の一手です。以下5手目▲1三香、6手目△2一玉です。7手目▲2二角成が決め手となり8手目△同玉、9手目▲1一飛成で詰み上がります。

編集後記

黒木瞳が演じる土地家屋調査士が主役のドラマ『愛と死の境界線』。

ついに放映されましたね。皆さんもご覧になられたでしょうか？

早速、私の個人的な感想ですが…

ドラマの内容はあくまでも殺人事件のドラマでしたね。

我々があそこまで事件に深くかかわることは実際にはないだろうし、拳句の果てに依頼人の最後を病院で看取るなんて…有り得ませんね。

でも、序盤で土地家屋調査士は土地や建物の表題部登記手続を代理する業務が主で、調査士になるための国家試験は合格率8%の狭き門な

んです、というシーンはちょっと誇らしげで嬉しかったですけど。

ところで、ドラマのように境界立会で、各々の関係者の思惑が入り込み、ついには殺人事件へと発展する…有り得なくもないですね。

依頼人の中には、はじめから“ある結果”を求める方もおり、思惑通りに事が進展しないと、誰に雇われているんだ？誰の見方なんだ？なんて事を言い出す人もいます。

結果によっては依頼人や関係者に逆恨みされることだって多分にあるでしょう。

そして、ドラマのように事件に巻き込まれ…なんてことにならないように、皆さん慎重に業務を遂行しましょう。

編集委員 小池純平



会報ながの第182号

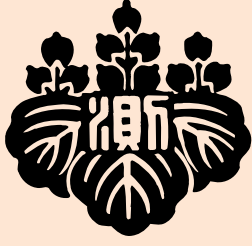
平成23年4月18日発行

発行 長野県土地家屋調査士会
会長 宮下照也

編集者 広報部

印刷 中央プリント(株)

〒380-0872
長野市大字南長野妻科399-2
TEL 026 (232) 4566
FAX 026 (232) 4601
URL <http://nlb.or.jp>
E-Mail naganolb@nlb.or.jp



KAIHO NAGANO KAIHO NAGANO